

かわさき教育プラン 中間報告（案）

平成 16 年 3 月

かわさき教育プラン策定委員会

目 次

はじめに	1
第1章 川崎市の教育の現況と課題	2
1 幼児教育・学校教育の現況と課題	2
2 家庭・地域における子どもの教育の現況と課題	21
3 社会教育の現況と課題	23
4 文化・文化財保護の現況と課題	27
5 スポーツ活動の現況と課題	29
6 教育行政の現況と課題	33
第2章 かわさき教育プランにおける基本的な目標	35
第3章 重点施策	36
1 教育行政改革重点施策	37
(1)改革の視点	37
(2)改革の方向性	37
多様性、選択性の導入	37
自律性の尊重と公共性、公益性の確保(学校評価)	38
協働性と専門性の推進	38
柔軟性と民間活力の導入	39
2 学校教育改革重点施策	41
(1)改革の視点	41
(2)改革の方向性	41
子どもたちの健やかな成長の保障	41
地域に根ざした特色ある学校づくり	42
教職員の力量形成と自己成長	45
学校・家庭・地域の子育ての支援体制づくり	46
3 社会教育改革重点施策	48
(1)改革の視点	48
(2)改革の方向性	48
市民が生き生きと学び、活動する地域社会の創造	49
地域が学校を支え、大人と子どもが学びあうコミュニティづくり	51
新たな社会的ニーズに対応した川崎らしい市民教育の場の拡充	53

はじめに

1 策定の主旨

わが国は、少子高齢化、グローバル化、情報化、産業・就業構造の変化、価値観の多様化、地方分権の推進などの大きな時代の変化の中にあります。この大きな変化の中で、教育分野においても、学力の低下、モラルの低下、学級崩壊などの新たな課題が浮かび上がってきています。

本市では、高度経済成長下における豊かな財源に支えられ、多くの優れた独自政策を展開してきましたが、右肩上りの社会の終焉に伴う制度疲労や少子高齢化社会の到来といった主に社会構造的な要因から、財政が急速に逼迫してきており、平成 14 年度に「川崎市行財政改革プラン」を策定し、全市で行財政改革に取り組んでいるところです。

川崎市教育委員会においては、昭和 61 年に市長あてに報告のあった「生き生きとした川崎の教育をめざして」に基づき教育施策を展開してきましたが、部分的に達成された目標が出てきたこと、すでに 20 年近くが経過し、わが国並びに本市の状況が大きく変化してきたことなどから、今回新たに「かわさき教育プラン」を策定しました。（現在策定中）

このプランは、すべての市民の教育・学習活動、文化・スポーツなどの各分野にわたって、子どもから高齢者までが生き生きと学びあうことのできる社会の実現をめざすものです。

2 プランの位置づけ

このプランは「川崎市行財政改革プラン」並びに、現在、策定作業が進んでいる新たな総合計画との整合を図りながら、今後 10 年間の教育改革の方向性についてまとめるものです。また、新しい時代における、より効果的な教育財政のあり方などについて、平成 16 年 3 月に策定した「教育委員会事務事業改善プラン」の内容も踏まえてまとめていきます。

3 対象とする期間

このプランの対象期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。

4 プランの対象分野

この計画において対象とする分野は、幼稚園や小・中・市立高等学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

第1章 川崎市の教育の現況と課題

「川崎市の教育の現況と課題」は、教育委員会から策定委員会に提示し、その後、策定委員会、各専門部会で検討いただいた意見をもとに整理をしたものです。

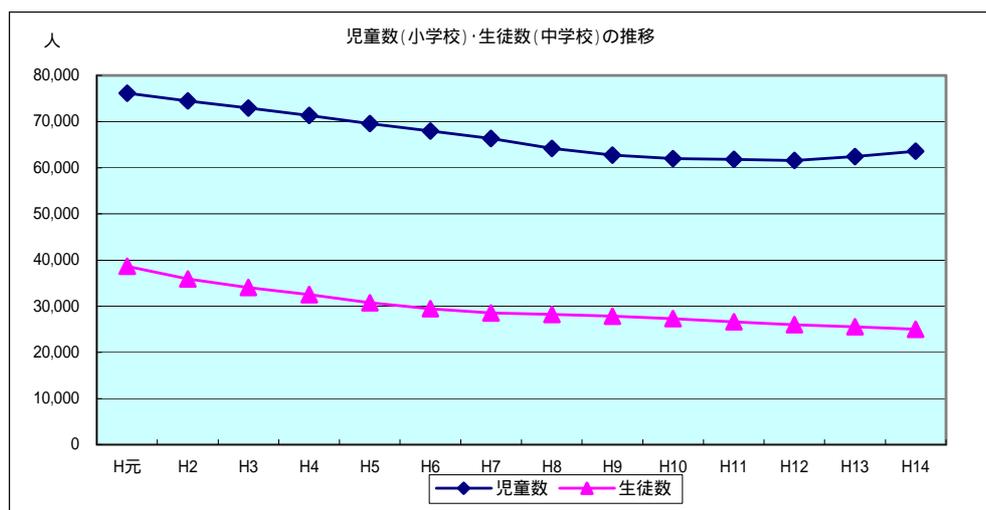
1 幼児教育・学校教育の現況と課題

(1) 教育環境

学校・園の推移

【現況】

平成15年度の川崎市立学校(園)は、小学校114校、中学校51校、高等学校(全日制・定時制併置)5校、特殊教育諸学校3校、幼稚園2園です。このうち、小学校、中学校の今後10年間の児童生徒数は、全国的な少子化傾向にもかかわらず増加傾向で推移していくことが予想されます。



(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

本市の各小学校、中学校では、小規模化と過大規模化が同時に進んだことにより学校規模のアンバランスが生じ、教育環境の不均衡が課題となってきました。小規模校は、教職員にとって児童生徒の状態を把握しやすいなどの利点がある反面、学級編成替えができないことなどにより、子ども同士、保護者同士の関わりが固定化し、多様な人間関係を築くことが難しくなります。また、クラブ活動や部活動などの数が限定され、児童生徒の多様な希望に応えることが難しくなります。

一方、過大規模校は、教員数の確保等で多様な教育活動を展開できますが、児童生徒ひとりひとりの理解に応じた指導や特別教室、体育館などの施設設備の活用、校外学習の活動内容や安全面などで様々な支障が生じてきます。

学校の設備・環境

【現況】

学校の改築等には福祉施設等の他の公共施設と合築することや、市民の自主的な生涯学習・生涯活動・地域コミュニティの場としての活用が図られるよう積極的・多面的な複合化を進めています。

【課題】

今後は、改築時にとどまらず、既存校の大規模改修の際に地域のニーズにあった複合化・有効利用が求められています。

また、「暗い・臭い・汚い」イメージになりがちな学校のトイレ環境などの身近な問題を、子どもたちの意見を取り入れながら解決していくことや、ヒートアイランド現象等、気温上昇に対する学校内の冷房化などの研究が必要とされています。

学校運営上の危機管理

【現況】

近年、学校では、予測できない事件（池田小学校事件）、事故（個人情報の盗難）、災害（阪神淡路大震災）などのリスクが高まっています。

学校は、子どもたちが安心して学べる場であると考えられていましたが、そのような考えは根底から崩れてきています。学校での危機管理については校長・教頭のみが理解している場合が多く、危機管理に立った学校組織の運営は考えられてこなかった現状があります。

また、近年開かれた学校づくりという観点から保護者や地域の方々に学校へ来てもらう機会を積極的に提供していますが、外部から侵入する不審者からの安全確保面での対応が遅れている面もあります。また、安全点検においても形骸化している点が見られます。さらに、学校は災害が発生したときの緊急避難場所として指定されていますが、市の防災対策と学校の役割について周知されていない面もあります。

【課題】

学校は児童生徒にとって安全な場所であり、緊急時には、校長を中心に児童生徒の安全を最優先に行動をとることが重要です。そのためには教職員一人一人が、緊急時における対応について共通理解するとともに各学校の状況を踏まえた様々な状況を想定し校内協力体制を確立していくことが求められています。

また、ハード面で施設設備の点検及び充実を図っていくことが求められています。

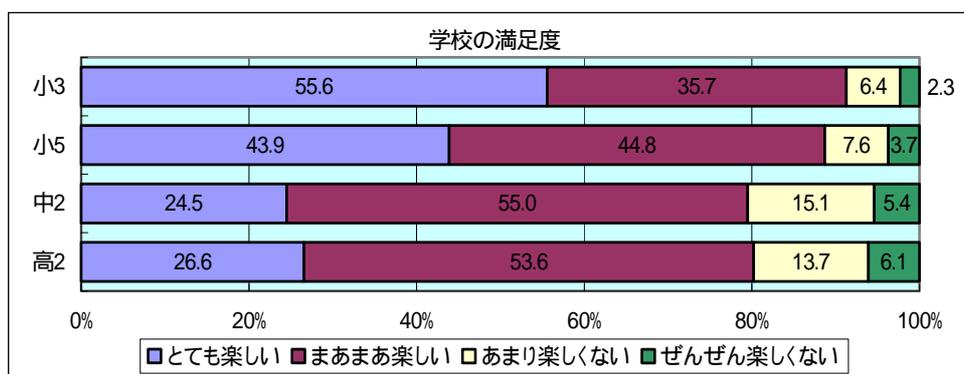
今後の主な課題として以下のようなものがあげられます。

- ・ 職員の学校での危機管理研修の必要性（危機を的確にとらえ予知・予測できる力、予防・回避するための敏速で機敏な体制）
- ・ 児童生徒へ対しての安全教育・防災教育の徹底（避難訓練等のマンネリ化の打開）
- ・ 学校、家庭、地域の関連機関との連携（連携システムの構築）

(2) 学校生活・授業

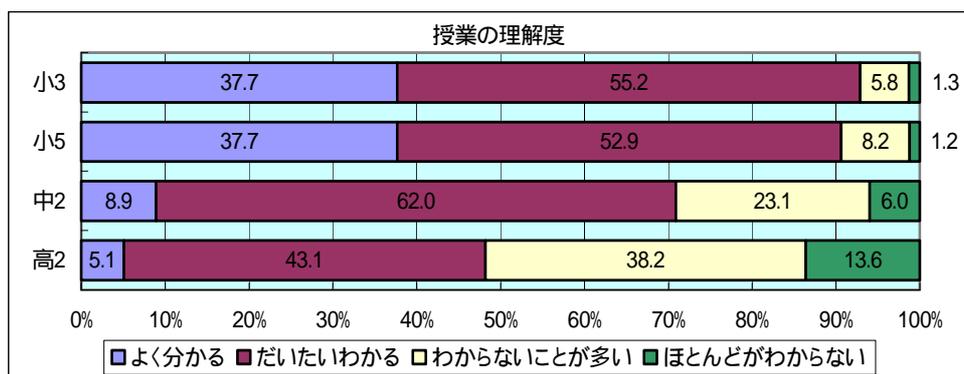
【現況】

川崎市総合教育センターが平成 15 年に実施した生活実態調査によると、学校での生活が「とても楽しい」という回答は、小3が 55.6%、小5が 43.9%でほぼ 2 人に 1 人となっているのに対して、中2、高2では、それぞれ 24.5%、26.6%と、ほぼ 4 人に 1 人となっています。さらに、「まあまあ楽しい」を合わせると、小3では 91.3%、小5では 88.7%となり、ほぼ 9 割の子どもが学校生活を楽しいと受けとめています。また、中2、高2でも、この割合がそれぞれ 79.5%、80.2%となり、ほぼ 8 割の子どもが同様に受けとめています。



(出典) 平成 14 年度「研究紀要第 16 号」(川崎市総合教育センター)

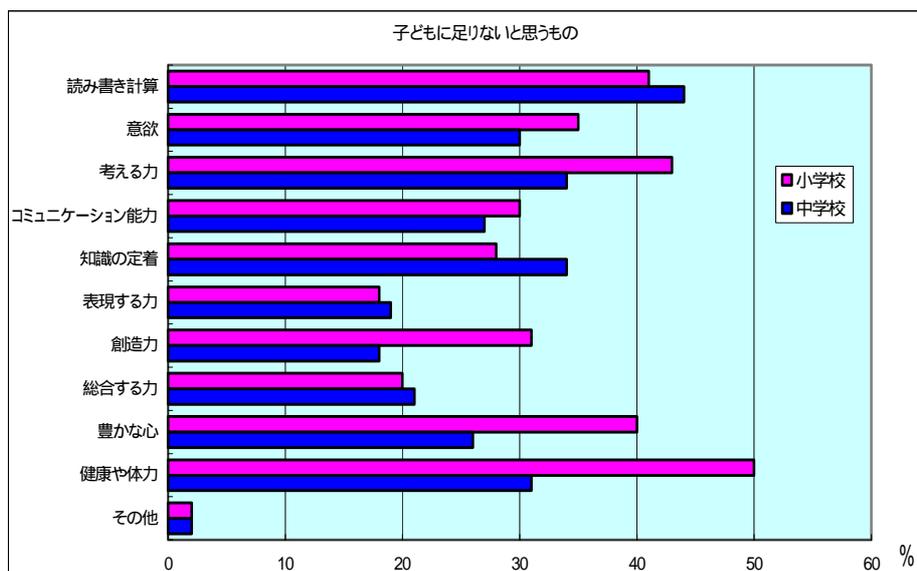
また、学校の授業が「よくわかる」という回答は、小3、小5ではどちらも 37.7%であり、「だいたいわかる」を合わせると 9 割を超え、ほとんどの子どもが授業内容を理解できていると思っています。一方、中2、高2では「よくわかる」が急減し、それぞれ 8.9%、5.1%と 1 割にも満たない状況です。また、学校の授業が「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」を合わせると、中2で 29.1%、高2では 51.8%となっています。さらに、高2では、13.6%が授業の内容が「ほとんどわからない」と回答しています。



(出典) 平成 14 年度「研究紀要第 16 号」(川崎市総合教育センター)

一方、「この 5～6 年間で子どもの学力が低下、又はやや低下した」と回答した教員は、小学校で約 5 割、中学校で 6 割以上となっています。また、子どもに不足していると思うものとしては、「健康や体力」「読み書き計算」「考える力」が上位となっており、

子どもたちの基本的な学力の向上が急務の課題となっています。



(出典) 平成 14 年度「研究紀要第 16 号」(川崎市総合教育センター)

【課題】

子どもたちが育ち学ぶ場としての学校では、子どもたちが学ぶ楽しさや学ぶ価値を実感できるとともに、望ましい集団の中で自己実現が図れるように指導・支援していかねばなりません。そのためには、学校が子どもたちにとって安心して過ごせるように、よりよい人間関係づくりや他者と協力、協調して学習する機会等を意図的に設定しながら、教職員の適切な指導のもと、内発的な学習意欲の向上に向け、努力していかねばなりません。特に、小学校から中学校への子どもの学習面や生活面等での接続がスムーズに行われていない状況も見受けられます。

これからの学校は、「開かれた特色ある学校づくり」に努め、教育の様々な課題を保護者や地域社会とともに共有し、子どもたちの夢を育む教育の実現に向け、鋭意努力していかねばなりません。

(3) 児童生徒指導

いじめ

【現況】

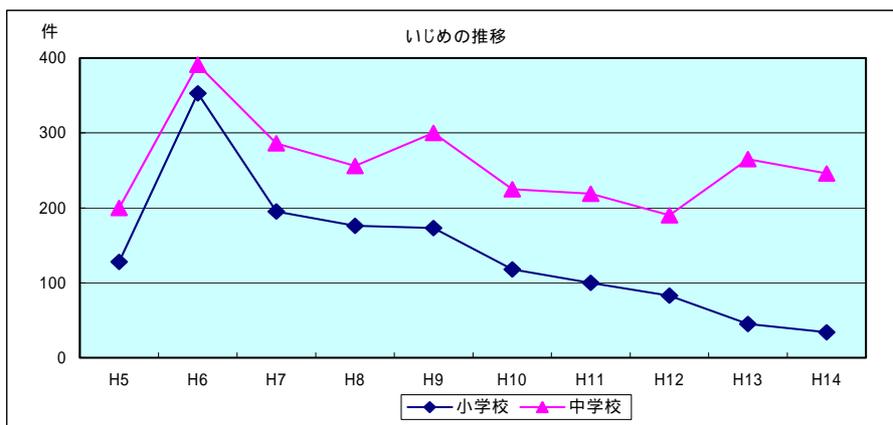
本市の公立学校におけるいじめ(「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。」と定義して調査)の発件数は、平成 14 年度、小学校 34 件、中学校 246 件となっています。この内、発生のピークは中学 1 年です。

発件数そのものには減少の傾向が見られますが、被害者が転校を余儀なくされるなど深刻なケースも依然として見られています。また、いじめは潜在化することがあるので、調査上の数値よりもさらに多く発生していることが推測されます。

【課題】

いじめの背景としては、家庭や地域社会など子どもを取り巻く環境の急激な変化等による対人関係のあり方の未熟さ、規範意識・モラルの低下、ストレスの増大などが指摘されています。

学校教育においては、特別活動の充実等を図り社会性の育成を図ること、学校生活に対する不安や悩みの解消を図ること、希望や目標を持った生活を営めるようにすること等に努めることが重要であると考えられます。そのための学校づくり、教育相談体制の充実、日常の教科・特別活動・道徳等の指導の充実を一層図ることが求められています。



(出典) 川崎市教育委員会調べ

不登校

【現況】

本市の公立学校における不登校の人数(学校基本調査における「理由別長期欠席児童生徒数」の内、「不登校」を理由として年間30日以上欠席した児童生徒数)は、平成14年度、小学校295人、中学校1,167人となっています。増加の傾向が続いており、学年進行に伴って増加し、特に小学6年から中学1年へは急激な増加が見られます。

不登校のきっかけとしては、本人に関わる問題、家庭生活に起因する問題、学校生活に起因する問題など様々に認められ、継続理由としては、「不安など情緒混乱」「無気力」などの割合が比較的多くなっています。

不登校の継続理由(平成14年度)

不登校の継続理由	小学校	中学校
学校生活上の影響	14人	71人
遊び・非行	1人	207人
無気力	57人	292人
不安など情緒的混乱	92人	271人
意図的な拒否	6人	71人
複合	80人	243人
その他	45人	12人

(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

不登校の要因としては、家庭や地域社会などにおける人間関係の希薄化に伴う対人関係のあり方の未熟さや不安や緊張の傾向の高まり、ネグレクト等家庭の養育上の問題、学校における学業の不振、教職員の不適切な指導等があげられます。

いじめと同様、子どもたちが楽しく安心して生活できるなど学校づくりに努めること、小・中学校間の連携を強化し、児童生徒間の交流、教職員間の交流などを一層推進するなどして、小学生が安心して進学できる環境を整えるなどの学校生活の円滑な接続を図ること、不登校状態にある子どもたちに対しては一人一人のニーズに応じた適切な指導、援助を行うこと等が大切であると考えられます。

いわゆる「学級崩壊」

【現況】

いわゆる「学級崩壊」については、「正常な学習活動ができない状況になった学級」として調査を実施したところ、平成14年度、市立小学校114校（5月1日現在の学級数は1,927学級）において、10学級がこれに該当すると報告されています。具体的な状況としては、「私語が多い」、「教員の指示が通らない」、「授業中、席を離れたり教室外へ出たりする」、「反抗した態度をとる」などが比較的多く見られます。

【課題】

教員の指導力不足が原因となっている場合もありますが、一部の個別的な配慮を必要とする児童の行動から端を発し、教員の努力にもかかわらず、状況が改善できないケースも見られます。教員の指導力不足の具体例としては、「児童に対して共感的な理解ができない」、「授業がわからない、楽しくない」、「集団に対する指導など基本的な指導技術が欠けている」などの状況が見られます。一方、児童の問題としては、「基本的な生活習慣が身に付いていない」、「集団活動を一緒に行えない」など、年齢相応の社会性の未熟さ等があげられます。

教員の資質や指導力の向上を図るとともに、一人ひとりの子どもの個性に応じた対応ができるよう、家庭との連携を図り相互理解、相互協力のもとでの問題解決が重要となっています。

(4) 子どもの権利保障に向けた教育・学習

【現況】

本市では、平成6年に日本が批准した「子どもの権利条約」や平成13年4月に総合条例として施行した「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいた事業により、学校現場において徐々にその理念の浸透が図られてきています。しかし、学校や地域・家庭において、いじめや暴力、虐待などの人権侵害の現実が後を絶たない状況が続いています。こうした状況の背景には、教職員や地域の大人達一人ひとりの人権意識の低さによるところも

少なくありません。

【課題】

教育委員会では、これまで子どもの権利に関する条例や条約に基づき、教職員に対する研修や子どもの権利学習資料の作成、子ども自身が権利を具体的に学ぶ「子どもの権利学習派遣事業」など子どもの権利保障に向けた施策を推進してきました。さらに、昨今の人権侵害の深刻な問題に対応するためにも、これまでの人権尊重教育を検証し、多様で、しかも具体的な課題解決に即した人権学習手法の開発や実際の人権侵害に対応するための行政・学校・地域のネットワークづくりが求められています。

また、今後、社会や時代の変化により顕在化する様々な人権問題にも対応した教育施策の構築など、あらゆる差別・偏見の払拭に向けた取組が求められています。

(5) 教育における国際化

国際理解教育

【現況】

姉妹都市との交流、非常勤講師の巡回、小学校における EAF(英語活動補助員)の配置、中学校・高等学校における ALT(外国語指導助手)の派遣などを行っています。

【課題】

国際理解教育の一環として一部の小学校で実施されている英語活動支援のための EAF、並びに中・高等学校における実践的外国語教育を推進するための ALT の早急に大幅な増員が必要とされています。

外国籍児童生徒・海外帰国児童生徒の教育

【現況】

市内における在住外国人児童生徒は、市内全域に広く在籍しており、海外からの帰国児童生徒数も年々増加しています。平成 14 年度に海外帰国・外国人児童生徒の教育相談実施件数は 130 を超えました。こうした児童生徒によりよい学習環境を保障するために、日本語指導の充実を図り、同時にこうした児童生徒の異文化体験を生かした海外帰国・外国人児童生徒教育を進めています。また、帰国・外国人児童生徒の特性を生かす実践研究や外国人児童生徒の受け入れ及び日本語指導に関する研究なども進めています。

外国籍児童生徒数・海外帰国児童生徒数(平成 15 年度)

	全児童生徒数	外国籍児童生徒数	海外帰国児童生徒数
小学校	64,761 人	531 人(0.81%)	1,111 人
中学校	24,569 人	226 人(0.92%)	313 人
合計	89,330 人	757 人(0.84%)	1,424 人

(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

川崎市における帰国・外国人児童生徒の実態等を把握するとともに、児童生徒が経験してきたことや、習得した知識・技能等を積極的に学校教育の中で生かしていく方法等を研究していく必要があります。

国際化推進地域センター校を中心に、日本語教室担当者会とも連携を図りながら、これまでの帰国・外国人子女教育の研究の成果を生かし、日本語指導教材・教具等の研究等を進めていく必要があります。

外国人児童生徒の不就学の問題について、川崎市国際化推進地域連絡協議会が中心となり研究・協議し、その対策について関連団体等と連携を持ちながら進める必要があります。

日本語等指導協力者による初期指導において日常生活に必要な言語を獲得するまでにいたらないケースがあり、指導方法や教材等も含めた取組の充実を図ることが必要とされています。また、学習支援を中心とした日本語指導をする巡回非常勤講師の充実も進めていく必要があります。

外国籍生徒の進学、特に高等学校進学に関するの情報提供、進路指導、及び選抜試験等に向けての学習指導などのシステム化が必要とされています。

外国人教育(多文化共生教育)の推進

【現況】

外国人市民は年々増加しており、現在 111 カ国から約 26,000 人が市内に在住しています。また近年では、国際結婚により生まれた子どもや、様々な文化的背景を持つ日本国籍の子どもの増加が見られます。

特に外国人児童生徒をめぐるのは、差別や偏見などの問題に加え、学習言語の習得の困難さや母語・母文化の継承の問題、高校進学など新たな問題が投げかけられています。

【課題】

教育委員会では現在、平成 10 年 4 月に改定した「川崎市外国人教育基本方針～多文化共生の社会をめざして～」に基づき、「民族文化講師ふれあい事業」や教職員の研修など多文化共生教育の推進を図ってきています。さらに在日韓国・朝鮮人などオールドカマ - や 1980 年代頃から渡日したニューカマーに対する差別や偏見の払拭をはじめ、新たな課題解決に向けた外国人児童生徒の就学支援や外国人教育を推進するための施策が必要とされています。また、すべての児童生徒に対して相互の豊かな人間関係を育むよう努め、違いを認め合い、尊重しあう意識や態度を養うことが求められています。

(6) 教育における情報化

情報環境、情報教育

【現況】

平成 14 年度に文部科学省が実施した調査によると、川崎市の小中学校におけるコンピ

ユーザ整備状況は、1台あたり人数が小学校 22.7人、中学校 11.0人であり、12政令指定都市の中では、下位に位置しています。普通教室のLAN整備率で見ても、12政令指定都市の中では、低い状況にあります。

また、コンピュータを操作できる教員は小学校 93.4%、中学校 96.1%、コンピュータで指導できる教員は小学校 73.9%、中学校 58.3%となっており、中学校のコンピュータを操作できる教員の割合のみ 12政令指定都市の中で3位と高いですが、それ以外は、平均的な水準となっています。

小学校・中学校におけるコンピュータ整備状況（平成14年度）

	一校の平均台数	政令市順位	1台あたり人数	政令市順位
小学校	24.5台	10位	22.7人	11位
中学校	44.5台	9位	11.0人	9位

（出典）文部科学省調査

普通教室のLAN整備率（普通教室数に対する割合）（平成14年度）

	普通教室LAN整備率	政令市順位
小学校	6.5%	7位
中学校	0.1%	9位

（出典）文部科学省調査

コンピュータを操作できる、指導できる教員の割合（平成14年度）

	操作できる教員	政令市順位	指導できる教員	政令市順位
小学校	93.4%	6位	73.9%	8位
中学校	96.1%	3位	58.3%	6位

（出典）文部科学省調査

【課題】

コンピュータの整備状況について、川崎市の小学校では一校あたり22台の整備を完了していますが、国の整備基準である一校あたり42台に向けて整備を進めていくことが必要になります。また、普通教室・特別教室用の整備が小学校1校、中学校1校で始まりましたが、今後学校数を増やすことが課題となります。

普通教室のLAN整備は、対象の学校を増やしていくことが課題です。

同時に、これらの機器や設備、すでに配置しているコンピュータの有効活用を進めるために、教職員の研修、実践事例の収集・提供、実践研究等を積み重ねていくことが必要になっています。

操作できる・指導できる教員の割合は、IT指導力向上プランによる研修の成果が出てきて、平成11年度の調査（小学校 操作 56.8% 8位、指導 25.9% 10位、中学校 操作

55.8%12位、指導23.7%10位)と比べると、割合が高くなってきていますが、指導できる教員をできるだけ100%に近づけるための研修をさらに充実していくことが課題です。

また、導入機器類が常に利用できる環境を整えるために、故障や障害への早急な対応や情報セキュリティへの対応、児童生徒への情報モラルの指導が必要不可欠になっています。

学校情報の公開

【現況】

総務省の調査(通信利用動向調査2002年12月)によると、パソコン世帯普及率は71.7%、世帯当たりのインターネットの人口普及率は54.5%となっています。

こうした状況下において、学校の情報をインターネットから調べる機会が増え、学校ホームページ等への問い合わせ等も寄せられるようになっていきます。

【課題】

そのため、学校では市民に必要な情報を積極的に提供していく姿勢が求められており、地域に開かれた学校として様々な情報を公開していく必要があります。そのひとつとしてインターネットへ公開するホームページがありますが、作成更新等の技術的な問題、著作権や肖像権の問題など、課題も多く残されています。

(7) 子どもの体力

【現況】

児童生徒の体力・運動能力の低下傾向は全国的な推移を見ると、昭和60年を境に低下傾向にあります。本市においても、この傾向は変わらず、同様の推移を示している上、昨年度の調査報告書によると、男女ともにほとんどの項目において、全国平均に比べ新体力テストの結果では多くが劣勢を示しています。

このような体力の低下傾向は、様々な要因が絡み合って生じているものと考えられますが、運動を日常的に行っているものとそうでないものの二極化が顕著に現れており、外遊びの減少やスポーツの軽視、生活の利便化による体を動かす機会の減少が大きな要因となっているものと考えられます。また、夜型の生活など生活習慣の変化など本来、体を良く動かし、よく食べ、よく眠るという当たり前の生活ができなくなっていることも要因だと考えられます。

【課題】

このような低下傾向を打開する方策として、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機付けと運動プログラムの提示が求められています。また、体を動かすことのできる環境の整備(機会、場所、仲間)あるいは、家庭や地域との連携による放課後等の時間を利用した活動の推進なども必要です。

(8) 学校体育・運動部活動

【現況】

学校における体育・スポーツ活動は、「生きる力」の基礎となる児童生徒の健康や体力の育成を図るものです。児童生徒が生涯にわたって運動に親しみ、豊かな生活を送ることができるよう、学校体育指導者の資質の向上、小学校連合運動会や各種体育大会の開催などによる児童生徒の体力・運動能力の育成、部活動指導者の育成、外部指導者の活用などによる運動部活動の推進に取り組んでいます。

近年、生徒数の減少に伴う教員数の減少や教員の高齢化等で部活動の顧問を引き受ける教員が減少しています。また、専門的な指導が十分にできない顧問もみられます。

各学校では、開かれた学校づくりをめざすためにも、部活動に外部指導者を導入するなど地域の教育力を積極的に取り入れています。今年度は42中学校で66名の外部指導者の方に指導補助をお願いしています。高等学校においては特別専任コーチとして2校、2名の方をお願いしています。

運動部活動の状況（平成15年度）

	延べ数	顧問数	部員数	在籍数	入部率
運動部	532部	952名	17,301名	24,566名	70.4%

（出典）川崎市教育委員会調べ

学校での運動部活動は学校で計画する教育活動であることから、生徒一人一人の希望を生かすことを基本としています。しかし、生徒数の減少から入部者が減少し、部が成立せずに廃部や休部になる学校もあります。

【課題】

（財）川崎市体育協会、市民・地域の各種団体及び学校との連携促進のもと、地域で活動するスポーツ指導者や学校における指導者、各種スポーツ団体の指導者等が一体となって児童生徒の体育・スポーツの充実を図っていくことが求められています。

競技団体や総合型地域スポーツクラブとの連携のもと、部活動における外部指導者の導入を積極的に進めるとともに、複数の学校が合同で活動を行うなどの方法も工夫していく必要があります。

(9) 給食

【現況】

小学校、聾学校、養護学校では、統一献立、物資の共同購入により、自校の調理施設で調理して、主食、副食、牛乳を提供する「完全給食」を市の直営で実施しています。

中学校では、平成16年3月の時点で、牛乳を提供する「ミルク給食」を44校で実施し、7校においては、「ミルク給食」及び調理業者による校外調理方式により試行しています（家庭等の弁当との選択制）。

定時制高等学校では、業者委託による弁当方式の「完全給食」を実施しています。

【課題】

小学校においては、現行の安全衛生の管理水準や給食の質を確保した上で、効率的な運営を図るとともに、学校行事にも柔軟に対応しながら、平成 16 年度に各区 1 校ずつの計 7 校で、給食調理業務の民間委託化をモデル的に実施し、安全衛生面や効率化など様々な検証を行い、平成 17 年度以降の給食の実施方式等をどのように計画していくかが課題となっています。

中学校においては、公平性の観点からも、早期に全校実施していく必要がありますが、調理業者から届いた弁当を生徒が喫食するまでの間、安全で衛生的に保管するためのスペースの確保と調理業者の選定などが課題となっています。

(10) 子どもの成長の連続性と校種間の接続の現状

【現況】

小学校 6 年から中学校 1 年への中学校進学にあたって、学習環境の大幅な変化（教科担任制・部活動・教科学習等）による不安、人間関係における悩みなどにより、中学校進学時の学校生活へうまく適応できない場合があります。本市では、同じ地域の小学校と中学校において、小学生が中学校の授業の体験や部活動の体験、互いの行事の交流や教員同士の情報交換等を通して交流を図ることにより、理解を深めるような活動が多く学校で行われています。また、平成 15 年度より一中学校区を小中連携についての研究推進校として、どのような連携が図れるか研究を進めており、さらに、16 年度より二中学校区に拡大し、小学校の英語活動及び中学校の英語、9 年間の教育課程等についても研究していく予定です。児童生徒が 9 年間の学校生活を楽しく健やかに過ごせるような環境づくりをめざすことをねらいとしています。

【課題】

教育課程の効果的な接続や、中学校の教員の専門性を生かした小学校における学習指導や教員の交流を生かした児童生徒指導の充実については、まだまだ課題も多くこれから検討が必要だと考えます。

(11) 幼児教育

【現況】

本市では、幼稚園の施設数は平成 15 年度において、市立が 2 園、私立が 86 園であり、幼児教育を担う私立幼稚園の役割が大変大きなものとなっています。私立幼稚園では、市民のニーズにより障害児の受け入れ及び預かり保育等を実施しており、本市としても幼稚園協会への補助による支援をしています。一方、市立幼稚園では、平成 15 年度から、「川崎市幼稚園教育振興計画」に基づき幼児教育センターと連携をとりながら研究実践園として 3 年保育で幼児の受け入れを実施しています。しかしながら、少子化傾向の続く中、就

学前の幼児を対象とした幼稚園、保育所のそれぞれの特性を生かしつつ、地域や保護者の多様なニーズに応えるため就学前まで一貫した幼児教育が受けられるよう幼稚園と保育所とが連携した幼保一元化を求める動きが出てきています。

そのため、本市では関係局が参加した川崎市幼保連携検討委員会を設置し、幼稚園及び保育所のあり方や、就学前の幼児にとって何が必要なのか等の課題を、多様な市民のニーズ等も勘案しながら幼保一元化の基本的な考え方を検討しています。

【課題】

今後、幼保連携が本市の幼児教育の課題となりますが「川崎市幼稚園教育振興計画」「行財政改革プラン」等との整合性を図りながら、総合的子育て支援体制の確立のために民間活力を視野に入れた具体的な検討をしていくことが求められています。

(12) 高校教育

【現況】

現在、5校の川崎市立高等学校は、全日制課程と定時制課程を併設しており、全日制課程に14学科、定時制課程に5学科を設置しています。

平成15年5月現在、全日制課程で学ぶ生徒の数は3,937名、教職員の数は370名となっています。また、川崎高等学校の生活科学科、川崎総合科学高等学校の情報工学科・科学科、橘高等学校のスポーツ科は県下において唯一の学科として注目を浴びています。

定時制課程で学ぶ生徒の数は987名、教職員の数は137名となっています。また、橘高等学校では平成6年度から「3年制」を導入し、商業高等学校、高津高等学校においても修業年限を「3年以上」とするなど卒業するまでの年限を弾力的に扱うことによって、生徒の就学目的にあった学習スタイルの工夫に取り組んでいます。

そして、平成15年5月、「川崎市立高等学校教育振興計画」を策定し、これからの市立高等学校の充実・発展に向けた基本的な考え方と方向性を提示しました。これまでの取組内容を継続・発展させるとともに、学校間連携の推進、定時制課程の再編成、人事交流の促進については、それぞれ平成15年11月より検討委員会を立上げ、諸課題の解決に向けた具体的取組内容を検討しています。

また、平成15年9月に「川崎市立高等学校学区検討委員会」から市立高等学校全日制課程の通学区域(学区)のあり方についての報告を受け、普通科の通学区域については市内一学区とする方向で取り組んでいます。

【課題】

高校教育においては、新しい時代に応じた、子どもの夢を育む魅力ある川崎市立高等学校の創造をめざし、次のような取組を進めていくことが課題となっています。

学校生活の充実

- ・学習指導、生徒指導、進路指導の一層の充実

子どもや地域に開かれた学校のあり方

- ・生徒、家庭・地域の声を積極的に取り入れること
- ・生涯学習社会の観点からの市民を対象とした学習機会の提供
教育条件の整備
- ・教職員の意識改革と資質の向上
- ・教職員配置の検討
- ・施設・設備の整備
定時制教育の一層の充実
- ・生徒の多様な学習ニーズや生活スタイルへの対応
- ・一定の学校規模（学級数と生徒数）の維持
- ・全日制課程併置の課題

(13) 特別支援教育

【現況】

聾・養護学校、障害児学級の児童生徒数の推移

	平成 5 年度	平成 15 年度
小学校障害児学級	517 名	750 名
中学校障害児学級	183 名	249 名
聾・養護学校(小・中学部)	113 名	131 名
通級指導教室	218 名	258 名
合 計	1,031 名	1,485 名
全児童生徒数	100,355 名	89,543 名
比 率	1.027%	1.658%
全国調査	0.965%	1.477%

(出典) 川崎市教育委員会調べ

本市の障害児教育は、障害のある児童生徒一人一人の可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培うため、その障害の状態や発達段階、特性に応じて特別な配慮のもとにきめ細かな指導を行うことを目標として取り組んできました。

本市では、聾学校 1 校、養護学校 2 校を設置し、小・中学校に障害種別の障害児学級を全校に設置しております。特に、小学校 4 校には、養護学校小学部を補完する教育を行いながらも小学校と同一の運営をしている指導形態の重複障害児学級(たんぼぼ学級)の設置をし、また、市内各区には、通級による指導で通常の教育活動の一部を通学して指導を受けることばの教室を設置するなど、一人一人のニーズに応じた教育の実現に向けて取り組んでいます。

平成 16 年度には、障害児教育の新たな取組の方向性を明示した「川崎市特別支援教育検討プロジェクト報告書」を策定する予定です。

【課題】

各分野別に、次のような様々な課題が顕在化してきています。

聾学校

全国的な聴覚障害のある児童生徒数の減少傾向と聴覚障害のための教育を地域の小・中学校において学習する希望者が増加する中で、聴覚障害教育のセンター校としての役割が重要となっています。また、乳幼児期の超早期教育の充実や専門的教員の育成などが課題となっています。

養護学校

移動、食事、排泄、衣服の着脱等の生活面で全面的に介助が必要な状態や医療面で配慮が必要なケースを含めた、重複障害のある児童生徒の増加、さらに高等部段階においては、心因性の障害や軽度発達障害のある生徒を含めて、多様な児童生徒の希望が見込まれています。このような児童生徒の増加に対する市内全域の適正規模の養護学校の配置に向けての対策が課題となっています。

小・中学校障害児学級

障害の重度・重複化や軽度発達障害など、多様化する障害の児童生徒の増加と、個別の対応が必要な児童生徒に対応する教員の専門性の向上、指導体制や教室の確保等の課題があります。現行体制の中では、地域的にも児童生徒の学級規模の格差が顕著に出てきています。

重複障害児(たんぼぼ)学級

市内4校の重複障害児学級は、養護学校小学部の対象となる児童も含めて在籍しながら、位置づけは障害児学級のため、教員等の配置や児童の健康・医療面の管理体制が課題となり、また、学区の軽度障害児の就学希望に応じきれない状況があります。さらに、平成18年度に県立北部方面養護学校が開設されることや、地域によっては養護学校とも近接していることもあり、改めてその役割と位置づけを見直す時期にきています。

通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への対応

文部科学省の最終報告の参考資料によると、LD、ADHD、高機能自閉症等と考えられる児童生徒の割合は、平成14年の文部科学省全国実態調査において担当者の判断によると対象児童生徒の6.3%でありました。本市においても、これらの児童生徒一人一人の支援内容を具体化する取組が必要となっています。中には、対人関係を円滑にし、集団生活を送ることに困難さを示す緊急の対応を要するケースが年々増加し、学校教育全体の課題となっています。特別な教育的ニーズのある児童生徒を支援していく校内体制はまだ十分とは言えず、今後の対応と教員への研修の充実が急務となっています。

以上のように、今後は、どの学級にも教育的支援が必要な児童生徒が在籍していることを前提として学校経営をしていくことが求められていることから、学校全体の質的向上を図るため、中・長期的な展望に立った特別な教育的支援を行う体制の整備を進めていくこ

とが必要となっています。

(14) 教職員

教職員の資質と研修

【現況】

教職員に対する研修機関として川崎市総合教育センターがあります。研修は新規採用教員研修や10年経験者研修などの必修研修と教育課題・教養に関する内容や教育経営に関する内容などの希望研修とに分かれています。平成15年度に必修研修は15講座、137～138回開催され、1,204人が受講しました。一方、希望研修は72講座378回開催され1,350人が受講しています。

【課題】

学校教育の成否は、学校教育の直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きく、教員として適格な人材を確保し、教員全体の指導力の一層の向上を図ることは重要な課題となっています。

資質ある教職員の確保のためには、採用試験への応募者を増やし、採用方法の改善を行い、より高い意欲や資質を持った者を採用することが求められています。

研修を行うにあたっては、初任者も含め、可能な限り全教職員を対象としたものとし、研修内容も実践的で、現場でより役立つものへと改善し、資質とともに指導力を高めていく必要があります。

また、校内研修の充実とともに、教員が受身ではなく主体的に取り組めるような研修内容に充実させるとともに、保護者や子どもたちの様々な要望の増加などで悩んだり、自信を失ったりしている教員の増加に対しては、精神的な支えとなるような制度や体制をつくる必要もあります。

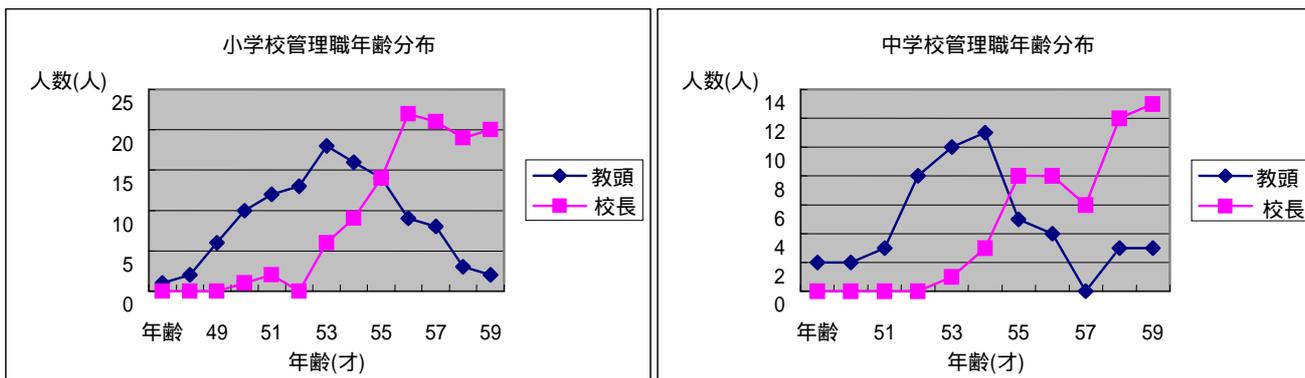
しかしながら、児童生徒との適切な関係を築くことができないなどの指導力が不足している教員の存在は、児童生徒に大きな影響を与えるのみならず、保護者等の市立学校への信頼を大きく損なうこととなります。

小・中学校の教職員については、平成15年4月から神奈川県が導入した新たな人事評価システムに取り組んでいます。この制度は学校全体の教育力の向上や学校の活性化を図り、教職員の人材育成・能力開発を目的としたものです。この制度の主なポイントとしては、各教職員が自己目標を設定すること、5段階評価の導入、複数評価の充実、評価結果の本人への開示などがあげられます。

管理職の登用

【現況】

小学校、中学校ともに、教頭は53歳前後の年齢が最も多くなっており、校長は55-59歳が大半を占める状況にあります。



(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

管理職の登用については、管理職になるまでに必要な経験を積み、管理職として相応しい知識や意欲を身に付け、そのような経験と現場での職務遂行状況が判断材料として総合的に一層考慮されるような人選方法に改めていく必要があります。

優れた管理職を育成するためには、管理職としての知識や力量を高められる、より実践的な研修を実施していく必要があります。

(15) 学校運営

【現況】

学校にはさまざまな業務があり、それぞれの教職員が役割を分担しています。近年では、学校に求められるものが増大する傾向にあります。

【課題】

職員会議は校務の円滑な執行に資するために置かれるものですが、校長はこの会議を運営する立場にあり、校長がリーダーシップを発揮し、主体的に責任ある学校運営を行わなければなりません。

民主的な学校運営とともに、組織の見直しを行い、教職員一人ひとりが組織における自身の立場や役割を理解し、校長・教頭のリーダーシップのもとで役割を果たす関係をつくるのが、学校の活性化を図る上で必要となっています。

校務分掌や校内での業務を整理し、主任等の育成を図りながら、組織としての機能や力量を高めていく必要があります。

また、特色ある学校づくりや活性化を図るためには、予算や人事異動に関しての校長の権限の拡大や、学校運営における創意工夫が十分に生かせるようにしていく必要があります。

(16) 地域と学校の関係

学校教育推進会議と子どもの参加

【現況】

開かれた学校（園）づくりを進めるため、「学校評議員」の機能と川崎市子どもの権利に関する条例の「子どもの参加」の機能の両者を有するものとして、平成 14 年度に「学校教育推進会議」が設置されました。ほとんどの学校で、子どもと大人と一緒に会議を行っています。地域や子どもの実態に応じて、子どもと大人を分けて会議を開催しているところもあります。

【課題】

地域、保護者ととも子どもからも意見を聞くことで、子どもの立場からの学校・地域への希望を知ることができるとともに、地域の方からも子どもたちへ希望を伝えたり話しあったりすることができると考えられます。今後、子どもと大人と一緒に学校教育推進会議を行うための開催時間の設定、子どもにふさわしい議題、多くの子どもの意見を聞く方法などについて検討が必要です。

学社連携・融合の取組

【現況】

学校は、「総合的な学習の時間」等の導入により、外部の教育力を必要とするようになっています。また、生涯学習や地域の活性化の視点からも、地域の豊かな資源を活用し、地域や家庭、社会教育施設が学校教育に関わっていくことのありようが問われています。

現在、「特色ある学校づくり事業」として、小学校の理科、音楽、図工、体育、情報教育、中学校の理科、音楽、美術、保健体育の授業に対し、各校に 250 万円の特別非常勤講師の予算を配当し、教科を中心とした特色ある学校づくりを推進しています。また、「学校教育活動支援事業」においては、5 年目を迎える教育ボランティアが、様々な教育場面で活躍しています。中学校においては教育ボランティア以外に、緊急雇用対策の一環としての「学習サポーター」が専門的な教科の補助者として活躍しています。

さらに、個々の社会教育施設を通して、社会教育事業と学校教育との連携が進められています。

【課題】

学社連携・融合を体系的に推進していくための組織や担当を設置することが求められています。現在の教育状況や課題を的確に把握し、学校教育と社会教育が互いの機能を補完しながら学校のスリム化や地域の教育力向上を進めていくことが必要です。

個別の事業については、現在「特色ある学校づくり事業」では、特別非常勤講師の配置における報酬という形で予算措置がなされていますが、講師が必要とする教材等の準備に必要な経費について柔軟な対応が求められています。

「学校教育活動支援事業」においては、ますます少人数授業や習熟度別の授業など個への対応が要求される中で、ティーチングアシスタントなども含めた専門の指導力を持った人材の活用が期待されています。また、学校側の受け入れ態勢、教員とボランティアとの連携などのシステムづくりや人材活用のための予算、施設の整備等の計画的な予算執行が

求められています。

学校施設開放

【現況】

児童生徒の安全な遊び場、市民の団体活動の場、青少年・地域住民のスポーツ・余暇活動の場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放することを目的に、昭和 39 年、「学校施設開放事業」が始まりました。

現在、小学校 113 校（改築校 1 校をのぞく全校）、中学校 51 校（全校）、養護学校 2 校で学校施設を開放しています。開放している施設は、体育館（161 校）、校庭（150 校・夜間の校庭開放 7 校）、特別教室（67 校）、プール（73 校・団体開放、20 校・個人開放）となっていますが、特別教室（音楽室や料理室）については、施設の状況により開放が難しい学校もあります。

平成 14 年度、今事業により学校施設を利用した人は、延べ 1,635,979 人、65,063 団体でした。

【課題】

「学校施設開放事業」は、各学校に設置された「学校施設開放運営委員会」により、地域住民による主体的な事業運営が行われていますが、地域住民の参加意欲が低く、学校に大きな負担がかかっている地域もあります。

また、学校は子ども達の教育の場であるとともに、地域住民の生活の中にある施設であるため、学校施設を利用する人々に利用上のマナーを理解してもらうことが課題となっています。

(17) 学校評価制度

【現況】

本市の学校評価システムのあるべき姿について、学識経験者、学校関係者等を含む学校評価システム検討会議を平成 14 年度から立上げており、検討会議の見解をもとに、平成 16 年度からの実効的な学校評価システムの構築に向けて、調査研究を進めてきました。

【課題】

各学校が、学校評価システムを着実に実施し、教育活動の改善につながるように定着させていくためには、川崎市としての学校評価システムの方法・内容・分析・活用後の学校の評価と改善等について組織体制や公表方法等をどのようにしていくか、また外部評価の導入の方法について、平成 16 年度中に協議会の協議に基づいて方向性を示していくこと平成 15 年度中に、協議会の協議に基づいて解決していくことが重要です。

さらに、学校評価システムの導入により、学校・保護者・地域社会の学校に対する考え方の変容や学校への期待等を分析し、よりよい学校評価システムを改善・修正していくことも求められます。

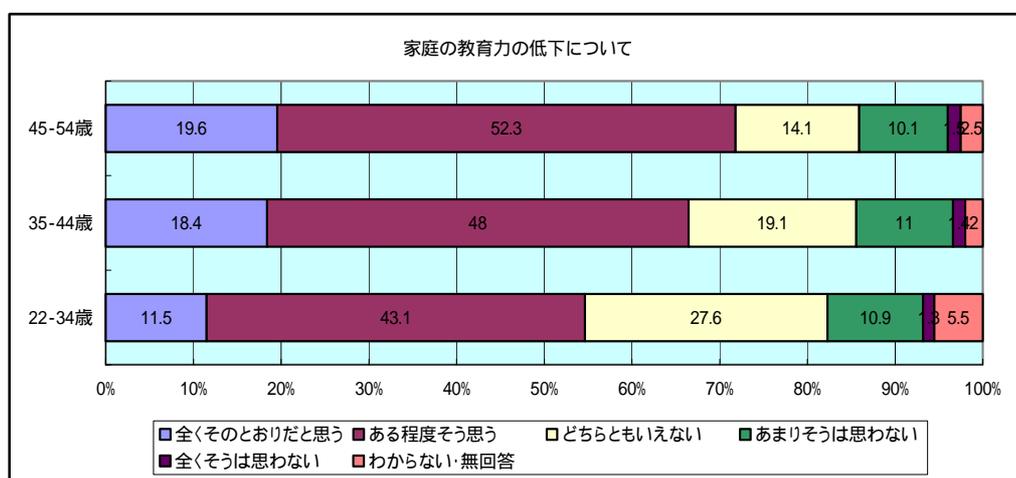
2 家庭・地域における子どもの教育の現況と課題

(1) 家庭の教育力

【現状】

児童虐待、校内暴力、不登校、いじめといった子どもに関わる問題が深刻化する中、都市化、核家族化、少子化、地域コミュニティの希薄化などを背景として、放任や過保護・過干渉、育児不安、しつけへの自信喪失など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

平成13年度に行われた国立教育政策研究所の「家庭の教育力再生に関する調査」によれば、「家庭の教育力が低下しているのではないか」という問いに、20歳代後半から30歳代前半の若い世代で55%、40歳代後半以降の世代では72%が「全くそのとおりだと思う」又は「ある程度そう思う」と答えています。



(出典) 平成13年度「家庭の教育力再生に関する調査研究」(国立教育政策研究所)

【課題】

家庭の教育力の回復には、家庭教育に関する学習機会を提供することだけでなく、学校・家庭・地域の連携により、子育てをサポートしていくことが必要です。今後、NPOを含む地域の子育て関係団体や子育て経験者を中心として、子育て家庭を支援していくためのネットワークを構築していくことが求められています。

(2) 地域教育会議

【現況】

各中学校区で展開されていた「青少年地域活動促進委員会」を母体として、平成9年度に「行政区地域教育会議」と「中学校区地域教育会議」が、全区、全中学校区(51)に設置されました。住民による地域の生涯学習を推進する組織として、各地域の特性を生かした活動を展開しています。

「地域教育会議」では主に、「子ども会議」(40校・7行政区)や「教育を語るつどい」

(50校・7行政区)などの事業を実施しています。

平成14年に行われた川崎青年会議所のアンケートによると、これらの事業により、「地域・子ども・保護者とのネットワークができた」「地域・保護者の意見交換ができた」「子ども達の話聞く機会ができた」「子どもや地域の実態を把握できた」「弱者への思いやりの心を育むことができた」等の成果が得られたとされています。

【課題】

「地域教育会議」には、家庭・地域社会・学校と連携することにより、地域の教育力の向上に寄与することが期待されています。そのためには、「行政区地域教育会議」と「中学校区地域教育会議」の連携、学校との連携、子どもの参画等について、そのあり方を見直し、効率的、効果的に事業を運営していく必要があります。

また、事務局の仕事について、社会教育施設や学校に負担がかかっている地域もあり、課題となっています。

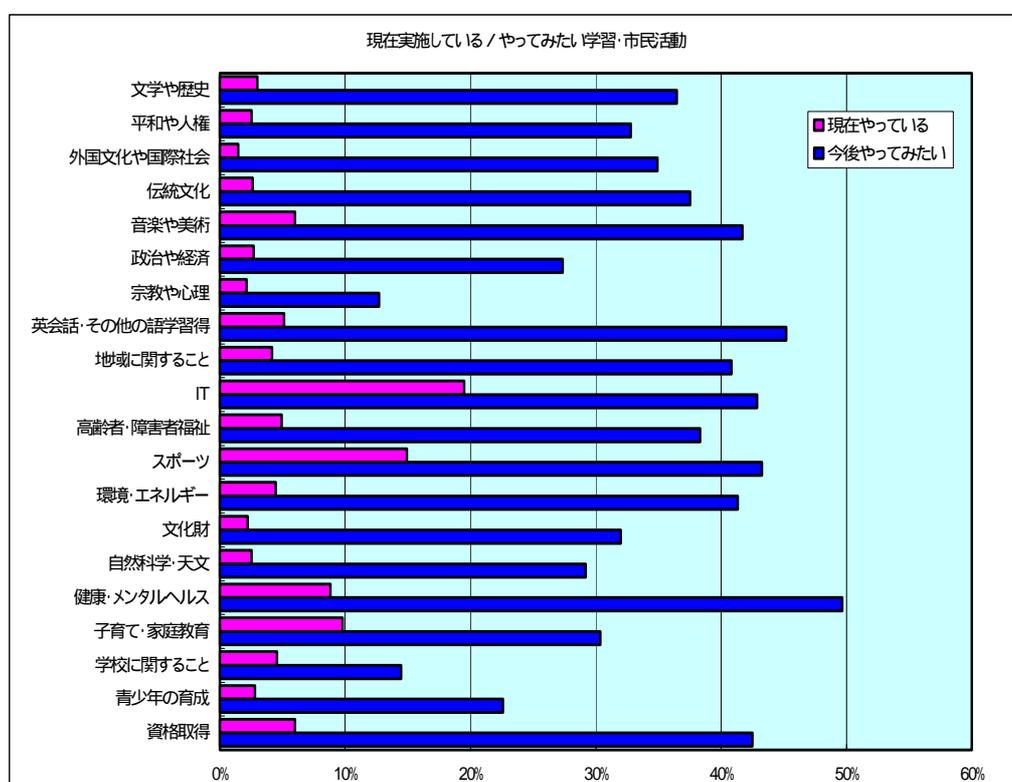
3 社会教育の現況と課題

(1) 市民の学習活動

【現況】

平成 15 年度川崎市市民意識実態調査によると何らかの学習活動・市民活動を行っている市民の割合は約 4 割となっています。

学習・活動の内容は「IT(パソコン・インターネットなど情報通信)に関すること」「体育、スポーツ、レクリエーションに関すること」「子育てや家庭教育に関すること」が上位を占めています。また、今後、取り組んでみたい内容としては、「健康づくりやメンタルヘルスに関すること」が最も高く、その他「英会話・その他の語学習得に関すること」「体育、スポーツ、レクリエーションに関すること」が上位にあがります。



(出典) 平成 15 年度川崎市市民意識実態調査

【課題】

市民が生涯にわたっていつでも、どこでも自主的に学習し、活動することができる生涯学習社会の実現が求められています。市民の自主的な学習活動やグループ活動を活性化させるには、必要な学習情報の取得や学習相談等が気軽にできる環境を整備することが必要です。

そして、市民と行政の役割分担を明確にし、協働を推進しながら、市民が生涯学習で得た成果を地域にフィードバックしていくことが求められています。

(2) 学習の成果の活用（地域人材、ボランティアの活用）

【現況】

生涯学習社会の広がりの中で、自分の体験や技術・知識を地域社会に生かしたいという人が増えています。

教育文化会館・市民館等では、「市民・行政協働事業」として多くの市民ボランティアが活躍しています（識字・日本語学級ボランティア 367 人、障害者支援ボランティア 271 人、保育ボランティア 22 グループ）。また、「市民自主企画事業」など、多くの事業で企画段階から市民が参画し、事業運営に主体的に関わっています。

【課題】

教えたい知識・技術を持っている人と、新たに何かを学びたいと思っている人を結びつけられるようなシステムを構築する必要があります。そのためには、それぞれの組織が持っている地域人材に関する情報を統合化し、「人材登録、活用制度」として有効に機能させていくことが必要です。

(3) 地域における多文化共生教育

【現況】

教育文化会館・市民館では平成 2 年から日本語が不自由な外国人市民を対象に、「識字・日本語学級」を実施しています。毎週 1 回、市民ボランティアが日本語学習を支援し、日本語が不自由であるために生じている不利益や不便の解消を進め、自立を支援する中で、外国人市民と日本人市民がお互いを尊重し、認め合う、地域における多文化共生教育を進めています。

平成 14 年度には 7 施設において 14 学級が開設され、51 カ国、1,454 人の外国人市民が参加しました。

【課題】

あらゆる市民が川崎市の多文化状況を理解し、共生社会の創造に取り組んでいくために、「識字・日本語学級」においてもより多くの市民の参画を得て、日本語の学習支援だけでなく、外国人市民と日本人市民の相互理解を深めることが求められています。

また、民間における国際交流や外国人支援の活動との連携を深め、あらゆる場で多文化共生教育と外国人市民への学習支援が行われることが必要です。

(4) 市民館などの社会教育施設

市民館

【現況】

市民の生涯学習・市民活動の拠点として、川崎区に教育文化会館が、他の 6 区には市民館が設置されています。さらに、より身近な地域の生涯学習・市民活動の場として分館 6

館が整備されています。

教育文化会館・市民館・分館には500人から2,000人を収容する大ホール、会議室、学習室等があり、様々な学習グループや市民団体等に貸出しています。平成14年度は全館で延べ58,000団体が利用しています。

また、社会教育振興のため、年間を通し各種学級・講座の開設、学習相談、社会教育関係団体への支援等を実施しています。平成14年度は全市で647の学級・講座・講演会等を実施し、述べ140,858人の参加を得ています。

【課題】

各区にある市民館、スポーツセンター、こども文化センター等の市民利用施設は、現在、各局が個別に管理しています。その結果、所管局ごとの運営・管理体制の違い、情報流通面の困難等が生じ、利用者から見て利便性に欠ける点があります。そこで、市民にとって身近なこれらの施設のネットワーク化を図ることにより、各施設を多機能化し、地域の実情に応じて、より有効に利用できるようにしていくことが求められています。

図書館

【現況】

市民の学習・調査、文化活動を支える生涯学習施設として、各区に1館の地区図書館と、より地域に密着した図書館分館5館、閲覧所1箇所が整備されています。さらに、市内22ポイントを回る自動車文庫が整備されています。図書館では、図書・CD等の貸出し、レファレンス業務、学校図書館との連携による児童サービス、学習機会と場の提供等、幅広い事業を実施しています。

地区図書館は約20万冊から30万冊、分館・閲覧所は約3万冊から5万冊、全館で175万冊の蔵書を持ち、平成14年度の貸出し人数は延べ136万人、貸出し冊数は約450万冊となっています。

また、平成14年1月からはインターネットによる蔵書検索、予約等も可能となり、貸出し件数の約3割がインターネット予約となり、本の予約件数も約3倍に増加しました。

【課題】

インターネットの活用により様々な図書館サービスが可能となりましたが、これに伴い、利用者の図書館に対する要求も多様化、高度化してきています。特に、印刷資料だけでなく、CD-ROMなどについても、資料閲覧に対応できる設備の充実が求められ、平成16年1月から利用者用閲覧パソコンを整備しました。

また、インターネットによる情報の提供にとどまらず、図書館における市民のインターネット環境の整備も重要性を増しています。今後、施設・設備の充実、電子情報等の図書館間の共有化、利用者サービスの向上、などを推進していくことが求められています。

青少年教育施設

【現況】

青少年の健全育成を図り、体験活動を促進する施設として、青少年団体等の宿泊を中心とした施設である「青少年の家」、陶芸や工作など様々なものづくりを体験できる施設としての「青少年創作センター」、広大な自然の中で川崎では体験できない野外活動や自然との交流体験できる「八ヶ岳少年自然の家」、自然の中で野外活動や集団生活が体験できる「黒川青少年野外活動センター」、子どもたちが自由に集い、創りつづけていく「子ども夢パーク」の5施設が整備されています。

【課題】

地域社会の中に青少年が安心して過ごせる「居場所」が求められているという社会的背景の中で、青少年教育施設を、個人でも気軽に立ち寄ることができる場として機能整備していくことが求められています。

さらに、「子どもの権利に関する条例」の具体化や、利用者である青少年の声を直接施設運営に生かせるシステムの整備も課題となっています。

4 文化・文化財保護の現況と課題

(1) 文化財の保護と活用

【現況】

市民の貴重な財産である文化財を良好な状態で保存・保護するための施策として、文化財の指定（現在、国指定 13 件、県指定 27 件、市指定 103 件）、指定文化財の保存修理、文化財の所在・保存状況の把握のための文化財調査、文化財所有者への日常管理経費の助成と保存修理に対する補助金の交付、民俗芸能の保存・継承を目的とした保存団体（川崎市民俗芸の保存協会加盟団体 35 団体）への助成、地元町内会等を母体とした史跡保存会（現在 4 団体に助成）による史跡の除草・清掃等の環境整備などを行っています。

また、文化財保護への関心を高める目的で、小・中学校の総合的な学習において地域の伝統文化や伝統芸能を体験する取組、川崎市民俗芸能保存協会による「民俗芸能発表会」の開催、文化財所有者と地域の文化財ボランティアの協力による「指定文化財現地特別公開」の実施、文化財解説板の設置、文化財保護・調査の成果を公開するための「文化財調査集録」等の刊行、ホームページ上での市域文化財の紹介、なども行われています。

【課題】

地域の文化財は地域で守るという文化財保護の精神に基づき、住民参加を基本に地域に密着した文化財の保護と活用を推進していく必要があります。そのためには、文化財ボランティアや保存会の育成・活性化、文化財の公開と活用による地域振興、文化財情報のデータベース化と市民への情報提供、講演会の充実などにより、多くの市民に文化財保護への理解を深めてもらうことが課題となっています。

また、文化財指定、保存修理の基本データとなる文化財調査を計画的に進め、貴重な文化財の保護に努めていく必要があります。

(2) 博物館施設の運営・整備

【現況】

本市が設置した博物館施設 5 館（市民ミュージアム、日本民家園、青少年科学館、岡本太郎美術館、大山街道ふるさと館）及び地名資料室は、それぞれの特性をいかして、調査研究・展示・イベントなど博物館活動を展開し、市民文化の育成、発展を図っています。博物館施設の年間の合計入館者数は、ここ数年 30 万人台で推移しており、講座・講演会等の参加者数は、約 2 万人で増加傾向にあります。

博物館施設の利用者数（平成 14 年度）

	有料	無料	合計
市民ミュージアム	16,378 人	69,051 人	85,429 人
日本民家園	45,320 人	43,721 人	89,041 人
青少年科学館	13,818 人	31,371 人	45,189 人
岡本太郎美術館	36,802 人	37,923 人	74,725 人
大山街道ふるさと館	24,867 人	3,516 人	28,383 人
計	137,185 人	185,582 人	322,767 人
	42.5%	57.5%	100.0%

（出典）川崎市教育委員会調べ

市民の博物館への要望は多様化、高度化しており、市民のための博物館運営のあり方が問われています。そのため、現在、博物館自己点検評価検討委員会においてアンケート調査を行いながら、自己点検評価の実施に向けて準備作業を進めています。

【課題】

様々な市民ニーズを十分考慮し、効率的、効果的な施設運営のあり方を検討する必要があります。

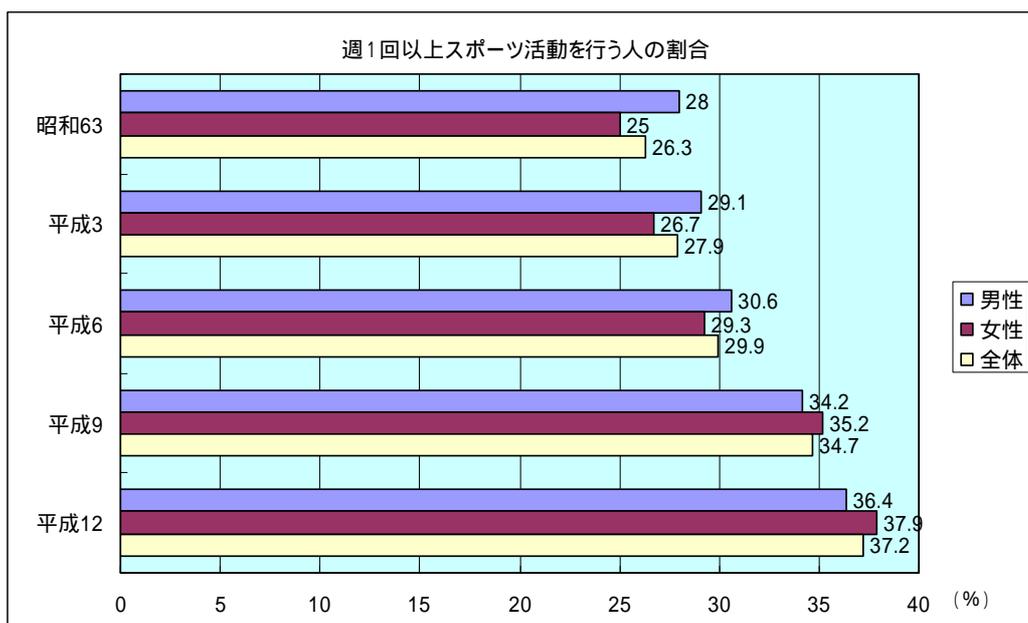
また、入館者数や歳入だけではなく、事業の質を的確に評価していくことも課題となっています。

5 スポーツ活動の現況と課題

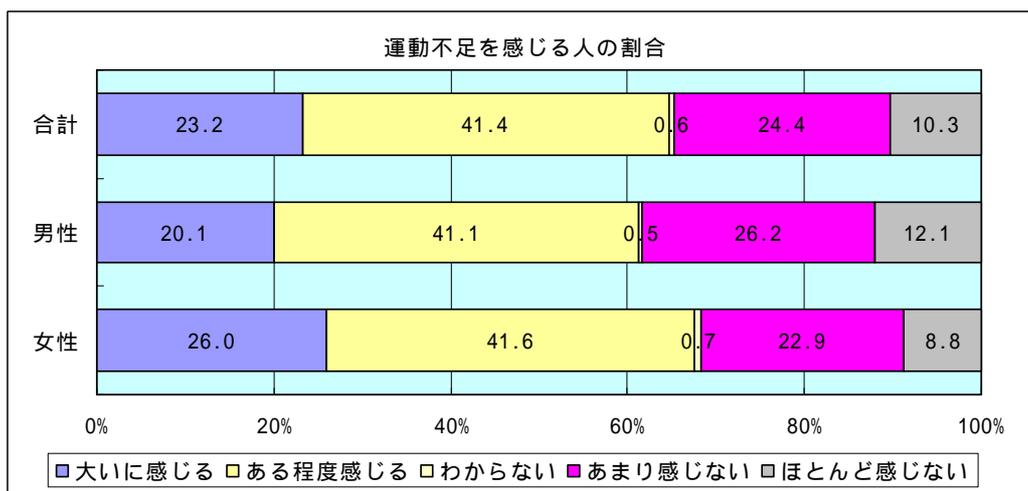
(1) 生涯スポーツの推進（総合型地域スポーツクラブの育成）

【現況】

平成12年に総理府（当時）が行った「体力・スポーツに関する世論調査」によると、週1回以上スポーツ活動を行っている人の割合は約4割で、普段運動不足を感じている人の割合は、6割以上にのぼります。



（出典）平成12年度「体力・スポーツに関する世論調査」（総理府）



（出典）平成12年度「体力・スポーツに関する世論調査」（総理府）

このような市民の運動不足、少子高齢者社会の進展、地域コミュニティの希薄化などが進む中で、市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの振興に向け、総合型地域スポーツクラブの育成を行っています。総合型地域スポーツクラブは、地域住民が会員となって、子どもから高齢者までの誰もが、年齢、関心、技術レベルなどに応じて参加できる、地域住民が自主的に運営するスポーツクラブです。

現在、学識経験者、体育指導委員、学校関係者などで構成する「川崎市総合型地域スポーツクラブ育成連絡協議会」により、地域の自主的な活動を支援しています。

平成 14 年 12 月に、本市、最初の総合型地域スポーツクラブが中原区平間地区に誕生し、様々な活動を始めています。また、平成 15 年 1 月に高津中学校区を中心とした高津地域をモデル地域として指定し、育成連絡協議会の委員が助言をしながら、総合型地域スポーツクラブ設立に向けた取組を支援しています。その他の地域でも設立に向けた取組がはじまっています。

【課題】

市民のスポーツ活動や、健康・体力づくりへの関心は高く、市民ニーズの多様化に対応していくためには、スポーツを楽しめる環境づくりを進め、行政主導型のスポーツ振興から、市民が創る・地域が担うスポーツ振興への転換が求められています。そのためには、それぞれの住民に身近な地域に、誰もが様々なスポーツを楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の輪を広げていくことが必要です。

地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブが各地域に設立され、地域のコミュニティ活動の核となるとともに、スポーツセンターと協働して、スポーツ教室等の企画・運営を行うなど、地域に根ざしたスポーツ振興を図っていくことが望まれています。

そのためには、講演会・説明会などを行いながら、総合型地域スポーツクラブの意義、役割、仕組みなどを市民に広め、各地域の設立の気運を高めるとともに、設立手引きなどの資料提供や、クラブ設立・運営の中心となるリーダーやスタッフの育成を行いながら、自主運営・活動を推進するための環境整備を行う必要があります。

(2) スポーツ環境・指導体制の整備

【現況】

現在 6 つの屋内スポーツ施設（とどろきアリーナ、体育館、幸スポーツセンター、高津スポーツセンター、麻生スポーツセンター、石川記念武道館）において、各種スポーツ教室や個人開放事業等を実施して、市民が気軽にスポーツに親しむことのできる場や機会を提供しています。各スポーツ施設の利用者数は、平成 14 年度で約 113 万人となっています。

まだスポーツ施設が設置されていない宮前区と多摩区では、整備や計画づくりを進めています。宮前区は平成 18 年度の開設に向け造成工事を行っています。

スポーツ施設の利用者数（平成 14 年度）

施設名	団体利用者数	個人利用者数
とどろきアリーナ	357,900 人	84,076 人
川崎市体育館	117,598 人	49,177 人
幸スポーツセンター	66,997 人	52,007 人
高津スポーツセンター	102,097 人	73,971 人
麻生スポーツセンター	108,203 人	70,532 人
石川記念武道館	16,566 人	19,490 人
計	769,361 人	349,253 人

（注）団体利用者数には会議室利用も含む

（出典）川崎市教育委員会調べ

また、地域でのスポーツ振興を図るため、各区・各地区（7区・13地区）に体育指導委員を配置し、地域に密着した活動を展開しながら、スポーツの普及を行っています。

さらに、スポーツ振興のためには、競技力の向上が重要であり、競技スポーツ選手の強化、特にジュニアスポーツの普及と選手の育成・強化、指導者の育成に取り組んでいます。

【課題】

スポーツ施設の整備・充実は、スポーツ振興の基礎的な条件です。市民の健康増進や体力向上を図るため、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる施設として、各区に1館のスポーツセンターの整備を進める必要があります。

また、体育指導委員については、今後さらに、スポーツセンターのスポーツ教室の指導や事業企画、総合型地域スポーツクラブのコーディネートなどの役割が期待されています。

また、地域で活動するスポーツ指導者や学校における指導者、各種スポーツ団体の指導者等が一体となってスポーツの振興を行っていくことが必要であり、学校、各区体育指導委員会、(財)川崎市体育協会、川崎市レクリエーション連盟等の連携を強化して、地域に潜在する指導者の掘り起こしと育成・活用を図っていくことが求められています。

(3) 市民スポーツ活動の活性化

【現況】

スポーツセンター等において、スポーツ教室など市民が気軽にスポーツに親しむことのできる場や機会を提供するとともに、ヘルシーウォーク、体育の日記念事業など広く市民が参加できるスポーツ事業などを開催しています。

また、各種スポーツ大会を開催するとともに、川崎市を代表するトップ選手の意識高揚を図るため、神奈川県総合体育大会、市町村対抗かながわ駅伝競走大会などの対外競技に選手を派遣しています。

さらに、シティセールス、地域スポーツの振興、青少年の健全育成、市民生活の活性化

などの観点から、川崎フロンターレ後援会を通して市民とともに、川崎フロンターレを支援しています。

また、ハーフマラソンや、仲間や家族との絆を大切にしながら参加できるリバーサイド駅伝など、本市の自然資源である多摩川を活用したスポーツ大会を実施しています。

【課題】

各種スポーツ教室の開催や、競技スポーツの成果を発表する場としての市民各種競技大会の開催により、より多くの市民がスポーツ活動を楽しむことができるよう、市民ニーズを把握しながら、実施方法、内容、適正な受益者負担などを検討する必要があります。

また、対外派遣についても、成果を出せるよう新たな振興策を検討する必要があります。

今後も、本市をホームタウンとする川崎フロンターレへの支援と協働を進めるとともに、トップ選手を地域で育てる環境づくりが求められています。

6 教育行政の現況と課題

(1) 教育委員会

【現況】

本市の教育委員会については、弁護士、大学教授、医師等様々な職業から、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する50代から70代の男女3名ずつ、計6名の委員が議会の同意を得て任命権者である市長より任命され、教育に関する行政事務を管理執行する独立行政委員会として組織されています。

委員会運営については、近年の社会情勢を反映して、市民からの請願や審議する課題が増加しているため、月1回の定例会に加えて臨時会が適宜開催され、迅速な審議・意思決定に努めています。

【課題】

今後、地方分権の推進や社会情勢の更なる変化に対応するためには、年齢層の広範化及び広く意見を求めることを目的として、法律上の努力規定である保護者委員の選任や、地域における特色のある教育に対応するための地域教育委員会的な諮問機関等の設置が求められています。

(2) 教育委員会事務局

【現況】

教育委員会の事務局には、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員が教育委員会の任命により配置されており、法令等によって、最小の経費で最大の効果をあげるように、常にその組織及び運営の合理化に努めることと規定されています。

教育委員会事務局の実務としては、教育施策を実現するために、国や県、他の局や関係機関と調整を図りながら事業を実施するとともに、常に市民と接している学校や社会教育施設等に対し、調整・指導等を行っています。

近年、市民ニーズが非常に多様化したことに伴い、業務が関連部局等と重複したり、所管が不明確であったりするなど市民にとってわかりにくいといったことも、問題として生じています。

【課題】

組織体制の課題としては、責任の所在が明確であること、市民にわかりやすく簡素で効率的であること、多様化している市民ニーズに迅速に対応できることが求められています。そのため、今後、本プランの策定とともに本市の教育施策に基づいた事業を効果的・効率的に展開するために、事務事業の見直しとともに、事務分掌や組織体制の見直しを行っていきます。

(3) 教育委員会管轄部署の財務・事務

【現況】

平成 15 年度現在、教育委員会の組織は事務局機構として 5 部 12 課、教育機関として幼稚園 2 園、小学校 114 校、中学校 51 校、聾・養護学校 3 校、高等学校（全日制・定時制）5 校、社会教育施設等として教育文化会館をはじめとして約 40 施設を設置して、学校教育、社会教育活動を展開しております。この教育活動に従事する職員は市費・県費の教職員を含めて約 6,700 名であり、年間の教育予算は約 500 億円となっています。

平成 15 年度、川崎市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人を対象として包括外部監査が実施されました。「平成 15 年度包括外部監査の結果報告書」においては、教育委員会の事務事業執行のあり方を基本的なところから見直し、改善を図る必要性が指摘され、また、指摘事項では、川崎市に働く公務員としての事業執行、換言すれば「市民サービス」のあり方という根源的な事柄をも問い掛けられました。

【課題】

上記外部監査への対応として策定した「教育委員会事務事業改善プラン」において、「事務事業のコスト意識化」「事務事業執行のチェック機能の強化」「事務事業執行組織のスリム化」という 3 つの改革の視点、それをもとにした 5 つの取組の考え方（教育委員会事務改善体制の確立、補助・委託事業の執行体制の改革、外部団体の改善、物品管理の徹底、組織の適正化と人件費等の削減）への具体的な対応が求められています。

(4) 政令市への権限委譲

【現況】

現在、小・中学校等の義務教育諸学校の教職員給与費は各道府県が負担していますが、地方分権推進の流れの中で、近々、政令市へ移管されることになっています。それに合わせて、これまで道府県の権限であった学級編制基準及び教職員定数基準の設定権限も、政令市へ移譲されようとしています。これまで、1 学級の児童・生徒数は 40 人を基準とし、教職員数も県が定めた基準に基づき各学校に画一的に配置されてきましたが、権限移譲後は、子どもたちがより分かりやすく学び、よりきめ細かな指導を行うための施策として、1 学級の定員を 35 人とするなど、少人数による学級編制が可能となります。

また、教職員定数基準の弾力化により、今まで以上に、地域や各学校の実情に応じた、教職員配置も可能となります。

しかしながら、本市立小・中学校等の義務教育諸学校教職員の給与費については、平成 15 年度は約 535 億円となっており、今後も児童生徒数が増加傾向にあることから、今後、さらに増加していくことが見込まれています。

【課題】

政令市への教職員給与費移管に伴う権限委譲に際しては、この巨額な費用負担に応じた財源確保など、財政負担の問題を同時に解決していかなければなりません。

第2章 かわさき教育プランにおける基本的な目標

川崎市の教育目標は、川崎市教育委員会の発足とともに次のように設定され、教育活動の指針とされてきました。

科学的で実行力のある市民
民主的で明るい市民
文化的で心身ともに豊かな市民
生産的でたくましい市民
国際的ではばのある市民

また、本市においては「川崎市行財政改革プラン」において、緑豊かな住環境の実現や産業・商業の活性化で「萌える大地」を、高齢者・中堅層・若年層がそれぞれ生きがいを持ち、挑戦していける仕組みづくりで「躍るこころ」を実現して、「活力とうるおいのある市民都市・川崎」をめざすことを明らかにしています。

今回のプランにおいては、子どもから高齢者までの誰もが、それぞれ生きがいや目標を持って学習することができ、地域の大人が子どもの成長に対して責任と誇りを持って参加し、そのことによって自らも成長することができる社会をめざします。

そのためには子どもが自らの力を伸ばす環境を整えることと、市民一人一人が多様化する価値観を認め合い、お互いに高めあっていくことが重要だと考えます。

そこで、川崎市教育委員会においては、

多様化する価値観の中で、川崎市民一人一人が生き生きと輝く学習社会を創造する
地域の学習のネットワーク化を支援し、地域教育力の向上へつなげる

を基本的な目標として今後10年間にわたって、教育施策を展開していきます。

第3章 重点施策

川崎市が今後10年を見据え、特に重点的に推進すべきだと考える大きな方向性について、川崎市教育委員会からかわさき教育プラン策定委員会に対して、以下のような項目について協議を依頼し、各専門部会で協議（各5回）を重ねてきました。

教育行政専門部会の協議事項

- ・ 本市における教育委員会制度のあり方
- ・ 学校教育制度の改革について
- ・ 教職員の人事管理のあり方について
- ・ 教育財政のあり方について

学校教育専門部会

- ・ 子どもたちの夢を育む学校教育活動のあり方について
- ・ 学校運営・施設整備のあり方について
- ・ 教員の指導力の向上について

社会教育専門部会

- ・ 市民が主役の生涯学習・市民活動のあり方について
- ・ 市民の学習活動の場のあり方について
- ・ 生涯学習推進体制のあり方について

次ページ以降に示す重点施策は、3つの専門部会個々に協議された内容をまとめたものですが、最終的なプランにおいては、川崎市が特に重点的に推進する施策の方向性について、専門部会での協議内容をもとに、市民の皆様にわかりやすい形式や表現に再構成する予定です。

再構成にあたっては、市民の皆様から広くご意見をいただきたいと考えており、そのために、各専門部会の枠を取り払った形で重点施策の再構成案を検討し、「概要版」を作成しました。

今後は「各専門部会で平成15年度に協議した内容」と「概要版に対して各方面からいただいたご意見」をもとに、「重点施策」と「施策体系」の構成と内容を検討していきたいと考えています。

1 教育行政改革重点施策

(1) 改革の視点

本市教育委員会においても、これまでどちらかと言えば、「どの地域、どの学校、誰に対しても同じような」教育を保障する、という従来型の公教育原理に沿って教育行政を進めてきましたが、昨今では社会状況が大きく変化するとともに、教育に対するニーズが、地域レベルや個人レベルで非常に多様化し、これまでの画一的な施策ではそれぞれのニーズに十分に応えることが難しくなってきました。

本市教育委員会においては、各学校及び児童生徒の的確な学習状況の把握に努め、ナショナル・ミニマム（全国レベルにおいての最低限の水準）を基礎としながら、確かな学力向上プログラムの設定を検討します。その際、各学校が実態に即した創意工夫を重ね、優れた教育実践が他校との交流によって、一層充実するように、教育委員会は研修活動などを通して、学校及び教職員への支援を進めます。

今日、学校教育に対する市民の期待や要望は多様化しており、きめの細かい施策の実施が求められています。新しい教育行政のあり方として、多様化する市民のニーズに応えながら、21世紀社会にふさわしい公立学校の姿を創造していきます。そのために、次の4つの基本的な改革の視点を示し、教育行政改革を推進していきます。

多様性、選択性の導入

自律性の尊重と公共性、公益性の確保(学校評価)

協働性と専門性の推進

柔軟性と民間活力の導入

(2) 改革の方向性

上記の視点に従い、目標を達成するため、以下の方向性で施策を推進します。

多様性、選択性の導入

本市の公立学校における多様性には2つの意味があると考えられます。ひとつには、川崎という都市自体が持つ特色を生かした学校づくりであり、これには、多様な文化や国籍の市民が共存する本市の特色を生かした国際理解教育や人権尊重教育などが考えられます。もうひとつは、学校ごとの多様性であり、児童生徒や保護者、地域住民のニーズを尊重し、校長がリーダーシップを発揮して地域に必要とされる特色ある学校づくり、特色ある教育課程の編成をしやすい仕組みづくりに取り組みます。そのためには、

各行政区単位での教育行政によるきめ細かな支援や校長をはじめとする教職員の公募制の導入、学校が自律的に使うことのできる予算の拡大などが必要とされており、よりよいシステムのあり方について検討を進めます。

また、多様性がはっきりとしてくれば、当然、学校選択に対するニーズの高まりが予想されますので、通学路の安全や地域コミュニティの拠点としての学校の役割など、地域と学校との関係を考慮に入れながら、川崎らしい学校選択のあり方について検討を進めます。それと同時に、学校の適正規模と適正配置に向けた取組を進め、計画的な義務教育施設の改築整備等を進めます。

自律性の尊重と公共性、公益性の確保（学校評価）

現在、本市においては、学校評価システムの構築に向け、協議会を立上げて検討を進めていますが、学校評価には2つの側面があると考えられます。

ひとつは、行政が効果的に支援を行うために学校が自らの課題を明らかにするという機能であり、もうひとつは学校が地域や保護者への説明責任を果たすという機能です。

学校が自らを評価し、課題を明らかにすることにより、行政が客観的なデータをもとに的確な支援を行い、「計画 評価 改善」の流れに沿って学校が自律的に改革できるようなシステムづくりをめざします。

また、学校が説明責任を果たすためには、学校による自己評価とともに外部からの評価も必要となってきます。児童生徒、保護者、地域住民などによる学校評価（授業評価）や外部機関による学校評価についても検討を進めていきます。

協働性と専門性の推進

これからの学校には、地域や保護者、児童生徒と目標を共有し、課題の解決に向けてともに歩んでいくことが必要とされています。一方で、教育現場には高度な専門性も要求されており、協働性と専門性をともに高めていくことが重要となっています。

教育委員会レベルにおいては、現在6人の教育委員による合議体である教育委員会が意思決定を行っていますが、今後は、学識経験者、保護者、校長、教職員、職員団体などの様々な教育関係者が率直に教育問題について話し合い、諮問機関的な役割を果たす「拡大教育委員会」のような試みが必要であるのかも知れません。

行政区や中学校区レベルにおいては、すでにある地域教育会議の機能の見直しを行い、その活動が後述する行政区単位での学校支援の取組と直接結びつくように再編・整備を行います。

各学校レベルにおいては、児童生徒、保護者、地域住民などによる学校教育推進会議を活用して地域との協働を推進するとともに、各学校の教職員が協働することにより自

律的に専門性を高めていけるような活動を奨励します。

柔軟性と民間活力の導入

多様化する市民のニーズに迅速に responding していくためには、教育行政に柔軟性が求められていると考えられます。そのためには、現場もしくは現場により近いところで意思決定ができる体制を整えることが重要であり、人事・予算面で現場優先主義に基づいた改革を進めます。また、学校や市民から見れば、何か問題があれば、総務部、施設部、職員部、学校教育部、生涯学習部など、縦割りになっている行政組織に個別に相談をしなければならない状況にあります。そのため、学校教育と社会教育を総合的に支援する組織を行政区ごとに設置することの検討を進めます。

また、これからの学校には地域コミュニティの拠点としての機能が求められています。学校の改築等に際しては、福祉施設等の他の公共施設と合築することや、市民の自主的な生涯学習・各種活動・地域コミュニティの場としての活用が図られるよう積極的・多面的に複合化を進めていきます。改築時にとどまらず、既存校の大規模改修の際にも、地域のニーズにあった複合化・有効利用を図ります。

放課後などの学校開放をさらに進めていくための新たな管理運営手法を導入することや、現在も行っている学校での活動への地域人材や企業人材の活用など民間活力を導入することを進めます。

平成 15 年度包括外部監査について

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び川崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査が、平成 15 年度は川崎市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人を対象として実施されました。

平成 15 年 7 月から平成 16 年 2 月までの間に精力的な監査が実施され、平成 16 年 2 月 17 日に「平成 15 年度包括外部監査の結果報告書」として川崎市包括外部監査人、大木壮一氏からご報告をいただきました。包括外部監査は多岐、多方面の事務事業にわたり実施され、その報告書は全編 232 ページに及ぶものであり、教育委員会へそれぞれ 12 項目の監査結果と監査関連意見をいただきました。

教育委員会は、包括外部監査による指摘・意見を重く受けとめ、改めて所管する事務事業執行のあり方等の総点検を行うことにしました。そして今回の指摘事項については早急に改善に取り組むとともに、現在策定中のかわさき教育プランや新総合計画、さらに市の行財政改革プランを視野に入れながら、「事務事業改善プラン 改善の考え方と主な取り組み」を作成しました。

今後は、「事務事業改善プラン 改善の考え方と主な取り組み」の着実な実行により、市民の皆様の信頼と期待に十分応える教育行政を進めていきたいと考えています。

今回の包括外部監査の結果報告では、教育委員会の事務事業執行のあり方を基本的なところから見直し、改善を図る必要性が指摘されました。また、指摘事項では、川崎市に働く公務員としての事業執行、換言すれば「市民サービス」のあり方という根源的な事柄をも問い掛けられています。

そこで、教育委員会としては、次の3つの改善の視点で、事務執行全般の改善をめざしていきます。

(1) 事務事業のコスト意識化

市の行財政改革プランで「コスト意識」の徹底が求められている中、この度の包括外部監査においても教育委員会の事務執行におけるコスト意識の希薄さが指摘されました。そのため、教育に係る事務事業においても職員一人一人がコスト意識を持ち、費用対効果を意識することを第1の視点とします。

(2) 事務事業執行のチェック機能の強化

事務事業の流れの中では、管理監督者がそれぞれ決裁というチェック機能を果たしています。この度の包括外部監査において、チェック機能の不全（慣れ合い、慣習的な事務執行）、書類の不備など、公務員としての事務執行の不適切さが指摘されました。教育委員会の事務事業執行体制を相互牽制機能が働く体制とし、事務執行の適正化を図ることを第2の視点とします。

(3) 事務事業執行組織のスリム化

包括外部監査で指摘された業務内容の見直しや職員配置の妥当性については、より少ない職員で効率的に遂行し市民サービスを充実強化させていくという、市の行財政改革プランの方向と軌を一にするものです。教育行政の責務と役割を維持しつつ、教育委員会の組織を厳格に見直し、事務事業執行組織のスリム化を図ることを第3の視点とします。

2 学校教育改革重点施策

(1) 改革の視点

川崎市においては「子どもたちの夢を育む 川崎の教育」という目標の下、これまでも多様な教育施策を実施してきましたが、今後 21 世紀にふさわしい学校像を実現していくために、新しい時代に対応した教育改革の柱として、次の 4 つの基本的な改革の視点を示し、望ましい学校教育を推進していきます。

子どもたちの健やかな成長の保障

子どもの人権を尊重し、「確かな学力」を育て、豊かな人間性やたくましく生きる力を育む教育を充実させます。

地域に根ざした特色ある学校づくり

子ども、保護者、川崎市民の希望や期待に応え、地域課題を踏まえた夢を育む学校づくりに努めます。

教職員の力量形成と自己成長

創意と活力にあふれた夢のある教職員が子どもに夢を育むようにします。

学校・家庭・地域の子育ての体制づくり

地域を基盤に学校と家庭が手を結び、子育ての支援体制を強化します。

「確かな学力」とは、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などまでを含むもので、学ぶ意欲を重視した、これからの子どもたちに求められる学力です。

(2) 改革の方向性

上記の視点に従い、目的を達成するため、以下の方向性で施策を推進します。

子どもたちの健やかな成長の保障

【1】いのちの教育、こころの教育を一層、推進します。

これまで川崎市は、「子どもの権利に関する条例」を制定するなど、人権尊重教育に積極的に取り組み、川崎の教育施策の基礎理念としてきました。この姿勢はこれからも変わることなく進めてまいります。より一層、子どもが自信と誇りを持って生きてい

けるよう自尊感情を育み、同時に他者を大事にし、ともに生きる力の育成をめざした施策を推進していきます。特に、いじめ・体罰の根絶や不登校の減少に向けた具体的な施策、家庭や地域の教育力の向上をめざした取組を推進します。

【2】子どもが生涯にわたって健やかに生き抜く教育の実現に取り組みます。

子どものころとからだが健やかに育つことは、社会の願いです。人間のころとからだの形成期とも言える一生で一番大事な時期にある子どもを、支援・指導できる保護者、地域住民、教職員等の協働体制づくりを推進します。中でも教職員が子どもにじっくり向き合い、ともに成長していく体制づくりを大事にします。

さらに、教職員をバックアップする専門家等の相談・支援体制を整えることで子どもを取り巻く支援体制を強化していきます。

また、一人一人の子どものたちに目が行き届くよう、指導できるシステムづくりや特別支援教育への取組、学校教育と社会教育が一層連携をした支援体制づくりなどを強化していきます。

【3】より良い社会、よりよい川崎を創り出していく「学力」の育成をめざします。

川崎市では、「学力」を知識や技能を身に付けそれらを活用する力、学ぶことへのやる気や意欲、自分で考え判断する力、自分を表現する力、問題を解決し、自分で道を切り開きよりよい社会を創り出す力といった総合的な力ととらえます。この「学力」がどのように子どもに育っているかを評価するために、保護者や市民の方々の意見や評価も取り入れながら、学力の向上をめざし学校教育の改善につながる有効な施策を進めていきます。

今後は、知識の量のみによる学力低下を問題とするのではなく、上に述べた「確かな学力」を付けることを課題として、習熟度別学習などの少人数指導の一層の導入やチーム・ティーチングなどの一人一人の子どもへのきめ細かな指導体制や指導法を充実していきます。

また、学校二期制をはじめ義務教育の全期間（9年間）を見据えた上でのカリキュラム編成の検討を図るなど、長期的な視点で子どもの理解度を確かめながら学習を進めていきます。

地域に根ざした特色ある学校づくり

【1】川崎という地域に深く根ざした、特色ある教育活動の編成と展開をめざします。

そのために学校の自主性・自律性を尊重するとともに、学校教育推進会議（学校評議員）や地域教育会議などによる意見や要望を反映し、地域性を生かした取組の一層の推進を図り、各学校が校長のリーダーシップの下、更なる特色ある教育活動の編成と展開を図ります。

すでに、有能な外部人材活用の導入に努めていますが、さらに積極的に推進して、豊かな学習を創り出すとともに、豊かな体験活動の一層の推進を図っていきます。

【2】創意工夫を発揮できる学校づくりをめざします。

学校が変わろうとしている今、新しい考えや発想がすぐに生かされる学校環境が必要です。そのためには、校長のリーダーシップの下で教職員が校内一丸となって創意工夫を発揮できる学校の自主性・自律性の確立が不可欠です。その中で、学校が地域に開かれ、地域の文化、歴史や伝統、産業、自然環境、人材などの地域の教育資源を生かした元気で活力のある教育活動の展開をめざします。また、このような創意ある教育活動を人的、財政的に支援していけるよう努めます。

【3】幼稚園・保育所から中学校までの12年間にわたり、一人一人の子どもの成長に見合った子どもを生かす教育活動の展開をめざします。

これまでも、幼稚園や保育所と小学校との連携、小学校と中学校との連携、中学校の高校訪問などは、多くの学校において、教育活動の中に位置づけられてきました。しかし、幼稚園や保育所から小学校に、さらに小学校から中学校に進学した段階で、学習の内容や学校生活さらには学校のシステムの違い等から、子どもたちは大きなギャップやストレスを感じています。このような状況も一因となり、不登校や授業について行かない子どもが増えていくなどの傾向も見られます。

子どもの学習環境の急激な変化からくるこのようなマイナス面を改善していくために、それぞれの園・校の特色を大切にしながら、幼稚園・保育所の上に小学校、小学校の上に中学校と、教育のなめらかな接続を図り、小・中一貫校や上級学校における進学時の支援体制を整備するなど、子どもの立場から幼稚園や保育所・小学校、小学校・中学校の間で、十分な連絡、連携体制をとり、それぞれの学校が子どもの居場所となるようめざします。

【4】国際化・情報化に対応した教育を一層推進します。

国際的な感覚を身に付け、21世紀を生きていくためには、異なる習慣や価値観等を持った人たちとの違いを理解し認め合うといった、互いに尊重しあえる関係を築いていか

なければなりません。つまり、国際化を語学習得や外国文化の知識的な習得といった狭い意味で理解するのではなく、広く世界の人たちと、語り語られる関係を築いていくものとしてとらえます。

そのためには、小学校からの英語活動にも取組、自分が育ち・生活している国や地域の習慣、伝統、文化を知り、自分の言葉で語りあう場を設けるなど、知識として異文化を理解することにとどまらないコミュニケーション能力の育成をめざした教育活動を行っていきます。

また、情報化の進展は、学校教育はもとより子どもの日常生活にも様々な影響をもたらし、今後さらに強まることが予想されます。それだけに、この情報の渦の中で子どもたちが惑わされ、押し流され、自分を見失うことのないように、必要な情報を見きわめ、取捨選択し、加工し、発信できる情報活用能力の育成を図り、あわせて情報モラルの育成に努めます。

このような国際化・情報化に対応した教育の実践に向けて、施設・設備面での充実、子どもたちに指導ができる人材の育成や活用、教職員の研修システムの強化等、諸条件の整備に努めます。

【5】地域に根ざした市立高等学校、聾・養護学校づくりをめざします。

現在、市内には市立高等学校が5校設置され、それぞれ全日制課程と定時制課程が併置されています。平成15年5月には「川崎市立高等学校教育振興計画」が策定され、地域に根ざした市立高等学校の創造に向けた取組を進めています。

地域に根ざした市立高等学校に向けた今後の取組については、各学校の特色化や個性化を進めるとともに、多様な専門学科を有機的につなげ、地域の総合制高校をめざした市立高等学校間の連携を一層強化すること、さらに、高校の教育内容を広く市民に提供したり地域の方々に授業などの補助をしていただいたりすることが求められます。また、市立中学校との接続の改善、大学・専門学校等との連携の強化、定時制課程の昼間の就学機会の整備等に取り組んでいきます。

聾・養護学校については、従来の障害別に設置するなど制度上位置づけられた学校から、障害内容にとらわれない、教育的支援の必要性の大きい児童生徒を対象とする総合的な養護学校をめざして、弾力的かつ専門的な教育支援体制が整備された特色ある学校づくりを進めます。また、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担う学校をめざします。LD・ADHD・高機能自閉症児等への支援のため、障害児学級等の機能を拡充した（仮）特別支援教室の設置を進める小中学校との連携・協力を行うことも、センターとして期待される役割です。これらのことによって、聾養護学校を中心とする支援地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。

教職員の力量形成と自己成長

【1】管理職・教職員のあり方の見直しを図ります。

教育改革が進む中で、管理職はもとより教職員は、日々、自己の成長のために研修を深め資質・能力を向上させていかなければなりません。地域から信頼される確かな管理職は、学校経営においても、自らの考えをしっかりと持ち、教職員の先頭に立って取り組んでいかなければなりません。さらに、子どもの健やかな成長に直接大きな影響を与える教職員においては、人間的魅力にあふれ、自らの力量を高め、学校経営の一翼を担っているという意識を持ち、活力ある教育実践に取り組むことは当然のことと言えます。

子ども達の健やかな成長を支えていくために、管理職登用のあり方、教職員の採用のあり方、力量形成、勤務の態様、人事評価、教職員配置等について、抜本的な見直しを図ります。さらに、管理職・教職員の相互連携・協働体制が円滑に図れるようにするための体制づくりを構築していきます。また、学校規模に応じて管理職をサポートできる支援体制を強化し、学校の内外にきめ細かい対応で臨むことのできる体制をめざします。

【2】実践的な学校支援体制づくりを進めます。

それぞれの学校の課題を解決していくために、校長がリーダーシップを発揮し、自主性・自律性を持った学校の体制づくりを進めるとともに、学校の内部組織の見直しを図り、教職員相互の協働体制づくりをめざします。

川崎市の学校教育の先進的な役割を担う教育機関として、総合教育センターの機能を一層充実します。学校教育への直接的な支援として、教育課程センター機能の充実を図るとともに、生涯学習の視点から、日常の家庭教育への支援や地域への支援を強化し、側面からも学校を支援していくことに努めます。また、指導力不足等教職員への支援など、教職員の指導力の向上に一層努めます。そのためには、川崎市の教育に関わる基本的な調査や意見をしっかりと踏まえ、研修や相談等に生かしていくこととします。

さらに、学校外部からは、地域の諸機関や団体、教育委員会をはじめ、問題解決を目的とした専門家チームや研究・研修機関などが相互に連携し、支援する体制を構築します。

【3】研修プログラムの再編を進めます。

教職員のライフ・ステージに沿った研修の一貫性をめざし、新たに生じる教育の実践的課題に答えうるように、総合教育センターで実施されている多くの研修を、計画的な研修として位置づけなおします。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、時代の

ニーズに即応できる研修プログラムの構築をめざします。また、それぞれの教職員の自己研修の奨励に一層努めます。

学校（園）においては、先進研究都市への視察や校内及び校外研修などで学んだ成果を自校の教職員に確実にフィードバックするために、校内での情報交換の場を設定し、教職員の資質・能力の向上に努める研修プログラムの構築と改善に努めます。

学校・家庭・地域の子育ての支援体制づくり

【1】学校のグランド・デザインと内部評価・外部評価の取組を進めます。

現在、学校評価システムの構築に向け、協議会を立上げていますが、システムを十分に機能させ、地域から理解と協力を得るために、学校は自校の教育理念や目標を保護者や地域社会に提示し、保護者や地域の方々と十分に協議する場を準備していくと同時に、学校の経営状況や地域との関わりなどについて、地域に積極的に公表していくことをめざします。

学校の経営状況や教育実践の成果については、教職員や児童生徒も含めた内部評価を進めるとともに、保護者や地域住民の外部評価、教育への要求や期待をもあわせて、課題を明らかにし、絶えざる学校の改善を図り、学校教育の充実、向上に努めます。

また、評価をするためには、客観性や妥当性が重要になりますが、主観的な評価から子どもの成長の姿を客観的に評価し、数値化できるものは数値化し、評価後に具体的な取組や、見直しの視点が見いだせるような評価内容・方法、見直しのシステムづくり等を構築していきます。

【2】学校と地域コミュニティとの関係づくりを行います。

地域学習や体験学習への支援・協力はもとより、いじめ・不登校、学校の安全管理、危機管理といった問題に対して、地域住民、PTA等に協力をしていただくことが重要かつ緊要になってきています。そのためにも、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校と地域社会とが互いに連携しあう関係を強化します。特に地域人材の活用によって学校外部からの教職員への多様なサポート体制を組織的につくることに努めます。

また、子どもが全人格的に成長する過程においては、学校は必要かつ最低限の範囲で子どもを支えることが最良である場面も存在すると考えます。地域教育会議等で保護者や地域と広く意見を交換しながら今後の学校・家庭・地域の教育のそれぞれの役割を考えて、学習のネットワーク化をめざします。

さらに地域に対して学校は、「地域コミュニティ形成の拠点」として、地域づくりに積極的に貢献していくことが求められています。「文化縁・学習縁」をもとに、人と人

との結びつきを強め、地域の活性化や一体化を図るという役割が期待されています。建設が始まろうとしている仮称土橋小学校は、こうした新しい学校です。今後、新改築していく学校についても、保護者や地域の方々の意見や要望を十分に汲み取りながら、子どもと大人がともに成長できる生涯学習の町づくりにふさわしい学校づくりを推進していきます。

【3】学校と家庭とが密接に連携し、子育てに取り組んでいきます。

子どもの「心」は乳幼児期に誕生し、形成されるとされ、家庭教育の意義の重要性が指摘されています。基本的な生活習慣やモラルの形成、生活体験や自然体験など、家庭教育の果たす役割は大きく、家庭ならではの独自の役割を持っています。

こうした家庭教育を土台に、それに支えられ学校教育は展開していきます。しかし、現実には、家庭の教育力の低下が社会的にも問題化し、それによって学校教育も影響を受け揺らいでいます。

このような中で、最も苦しんでいるのは、子どもです。改めて子どもを核にして、学校と家庭さらには関係諸機関とがしっかりと手を結び、子育ての体制を構築していくことが、今ほど求められている時期はないと思います。

学校は保護者の不安や悩み、相談をいつでも気楽に受け入れられる窓口を開き、広げ、また、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子育ての方向、方法を共有することに努めます。

そのための学校における体制づくりを推進するとともに、それを側面から支援する専門家の配置、さらに関係諸機関との相談体制を迅速かつ密にするなど、バックアップ体制の強化をめざします。

3 社会教育改革重点施策

(1) 改革の視点

これまでの川崎市の社会教育は、市民の余暇活用や自己実現を支援するものから、地域の課題や平和・人権に関するものまで幅広い施策を展開し、多様な学習機会を市民へ提供してきました。

多くの市民が市民館などの学習事業へ参加したり、図書館、博物館等で知見を広めたりすることにより、自己の学習課題や地域課題、生きがいを発見してきました。そして、地域に目を向けた自主的で活発な市民活動が展開されはじめています。

今後は、これまでの人権尊重を基盤とした社会教育施策を時代のニーズに応じた形で充実させるとともに、すでに主体的な活動をしている市民の力が、地域の中で有効に生かされていくように支援し、市民と行政の新しい協働関係をつくっていきます。

そのために、学校教育や市民活動も視野に入れた生涯学習という観点から、教育委員会以外の行政組織とも連携したきめ細かい施策を行っていく必要があると考え、次の3つの基本的な改革の視点を示し、社会教育改革を推進していきます。

市民が生き生きと学び、活動する地域社会の創造

自治と協働のまちづくりに取り組む市民の主体的な学習や活動が、より豊かに行われることをめざして、行政区単位で生涯学習をコーディネートし、日常生活圏の課題解決に向けた学習や活動ができる多様なネットワークとサポート体制を整備していきます。

地域が学校を支え、大人と子どもが学びあう地域コミュニティづくり

学校を、大人と子どもがともに学びあい、活動する地域コミュニティの場として有効活用するとともに、地域の豊かな人材や資源を生かして、次世代の市民の育成と地域の教育力の形成に取り組んでいきます。

新たな社会的ニーズに対応した川崎らしい市民教育の場の拡充

あらゆる市民の学習機会を充実させるとともに、社会的自立に向けたキャリアアップや新たな社会的ニーズに対応した川崎らしい市民教育のネットワークを構築し、自治能力のある自立した市民への学びを支援していきます。

(2) 改革の方向性

上記の視点に従い、目的を達成するため、以下の内容を推進します。

市民が生き生きと学び、活動する地域社会の創造

【1】市民の学びと活動の活性化に向け、行政区単位で生涯学習をコーディネートします。

これまでの川崎市の社会教育施策は、市民館の学級・講座等に見られるように、学習機会の提供や動機付けに重点が置かれていました。しかし、環境問題などの現代的課題やまちづくり等の地域課題などの、市民の多様な学習ニーズに対応していくためには、市民の学習をまちづくりや福祉などの取組と結びつけ、活動の楽しさと地域の豊かさが実感できる施策を展開することが必要です。

そこで、学校教育やまちづくり活動を含めた地域全体の学習活動をつなぐ組織を各行政区単位で設置し、行政区全体の生涯学習をコーディネートすることで、市民の主体的な学習をよりきめ細かに支援していくことを検討します。

そして、行政区生涯学習推進会議や行政区地域教育会議など既存の組織が、地域の生涯学習活動の支援とコーディネート的一端を担う組織としてもっと有効に機能していくよう、市民と一緒にその役割を見直していきます。

【2】市民の自主的な学習を支えるシステムをつくります。

川崎市では、社会教育法等に基づいて成人教育、青少年教育、文化・文化財、スポーツなど各分野別の施策を、市民館、図書館、博物館施設、青少年施設、スポーツ施設などの社会教育施設を中心に展開してきました。

今後はより広い視野で市民の自主的な生涯学習を支援していくことに施策の重点を移し、次の取組について、社会教育施設を拠点に展開していきます。また、各社会教育施設では、市民参画・市民協働を促進するとともに、市民の学習や活動を支援する職員等の役割についても検討していきます。

(ア) 地域における市民の学習を支える

地域の市民の学習については、これまでの社会教育施策を通して蓄積してきた学習資源を最大限に生かしながら、「市民館」を行政区レベルでの市民の学習や活動を支援する拠点と位置づけ、区の生涯学習をコーディネートし、日常生活圏の生涯学習のネットワーク化を促進していきます。

また「図書館」は、情報化社会に対応した情報提供の拠点としての整備を図るとともに、市民と協働して川崎発の情報発信に取り組みます。さらに、学校図書室と連携して、市民の学習を支えています。

(イ) 川崎の豊かな文化財を守り、伝え、学びを支える

市内各地に所在する文化財は、川崎の歴史や文化を理解するためにはなくてはならないものであり、文化の向上・発展の基礎となります。地域の文化財は地域で守るために、市民と協働で文化財を保護し、市民生活の中のあらゆる場面で文化財を積極的に活用して、魅力ある地域づくりを進めます。

また「博物館施設」は、歴史や自然など地域に根ざした資料や情報を収集、保存、調査・研究し、市民館・図書館等との連携のもとで適確な情報提供に努めます。さらに、市民参加による博物館活動を積極的に行い、市民や子どもたちの学習、文化の発展に寄与する地域博物館として機能していきます。

(ウ) 青少年の地域における豊かな育ちを支える

青少年の地域における豊かな育ちを支えるため「青少年教育施設」を中心に、異年齢集団の中での体験活動などを通して、青少年が社会性・自発性・創造性などを身に付けるための事業を展開します。また、青少年が居心地良く過ごせ、自己発見できるような居場所をつくとともに、活動・研修の場の提供やプログラム相談などを通して、青少年団体の活動を支援していきます。

(エ) 地域における市民のスポーツ活動を支える

地域のコミュニケーションを深め、市民の健康や体力の保持増進を図り、地域の教育力を高めることを目的に総合型地域スポーツクラブの立上げを推進し、学校と連携しながら川崎らしい地域コミュニティ形成をめざします。

「スポーツ施設」は、総合型地域スポーツクラブ設立の支援、指導者の育成、スポーツボランティア(NPO)の育成・支援・活用、活動の場の提供などを行いながら、地域スポーツの核として機能させていきます。

【3】市民利用施設や事業のネットワークをつくります。

地域の中には、社会教育施設以外にも、こども文化センター、老人いこいの家、学校、子育て広場・子育て支援センター、その他民間の施設や教育機関など、市民が利用できる様々な施設があります。

一方で、地域に活動の場を求めている市民は多く、地域の身近な市民利用施設をもっと活用しやすくする必要があります。中学校区や小学校区などのより市民に身近なとこ

るに活動の場を保障していくことで、日常的な地域の生涯学習を支援し、市民の自主的な学習や市民活動の活性化をめざします。

市民の学びと活動における場所のニーズに対して、多様な選択肢を持って応えていくために、施設間のネットワーク化を図ります。ネットワーク化により市民利用施設の利便性を高め、各施設が有効に活用されるように、地域の市民への開放を促進します。

また、これらの市民利用施設の機能についても連携を図り、乳幼児期の子育てなど日常生活圏の課題解決に向けた学習や活動のネットワーク化を促進していきます。

【４】市民と行政の協働による生涯学習を推進します。

現在、学校や社会教育施設ではボランティアなどの形で多くの市民が事業や運営に参加・参画して活躍しています。市民の自主的な学習をより豊かなものとしていくためには市民があらゆる施策の場に参加・参画することが必要です。市民と行政・職員との協働により生涯学習の活性化を図り、市民による自主・自治運営のシステムを確立していく必要があります。

地域の教育活動において市民と行政の協働を体現していく行政区・中学校区の地域教育会議については、地域の生涯学習活動の支援とコーディネートを担う組織として活性化を検討していきます。

また、勤労者・高齢者の知識やパワー、市民団体・NPO・ボランティアなどの活力を、社会や地域の課題解決に向けた学習において活用していきます。そのことにより市民の学習成果が地域社会へ還元され、まちづくりの活動へとつながり、市民が相互に学び、支援しあうシステムへ発展していくことをめざします。

さらに、市民の参加、参画、協働の機会をより広範に広げるために、情報通信技術を活用した情報提供や相談のシステムを構築していきます。

地域が学校を支え、大人と子どもが学びあうコミュニティづくり

【１】子どもと大人がふれあう地域のセンターとしての学校にします。

学校は、子どもたちの教育を担う重要な教育機関であるとともに、市内全域に設置されている市民の財産です。学校を、子どもと大人が様々な活動を通してふれあう地域のコミュニティ拠点としていくために、子どもだけでなく地域のあらゆる人々の学びや地域活動の場であるにとらえ、地域の人にとってより身近な施設にしていきます。

また、市民のスポーツ活動や文化活動を通じて地域の活性化を図るために、学校を拠点として総合型地域スポーツクラブを立上げていきます。

【2】子どもたちがありのままの自分でいられる地域の居場所をつくります。

学校週5日制の実施に伴い、地域社会の中で子どもの諸活動の受け皿へのニーズが高まってきています。また子どもの権利に関する条例では、子どもたちが地域のあらゆるところで、ありのままの自分でいられることを保障していくことが求められています。こども文化センターが中学・高校生の居場所としての機能を持ち始めるとともに、小学校の中にはわくわくプラザが開設されています。子どもがのびのびと育つような子どもの居場所を、子どものより身近な地域の中に広げていくことをめざします。また、既存の社会教育施設についても子どもたちの居場所として整備するとともに、運営への子どもの参加・参画を推進していきます。

【3】安心して子育てができる、ともに育ちあう地域にします。

少子化、核家族化にともない子育てに不安を抱える親が増える中、子育て支援は地域の課題となっています。川崎市では保健福祉センター、保育園、子育て広場、子育て支援センターなどを中心に様々な施策を展開しています。また社会教育施設においても、家庭教育学級等の子育て関連事業を行ってきました。

しかし、子どもが成長し、子どもの社会が広がるに従い、いじめや不登校などの問題が深刻化していきます。まずはそうした悩みを抱える親同士が連帯して課題を共有しあうことで支えあっていくための支援が大切ですが、教育活動全般にわたって地域と学校が関係づくりを進めていくことで、家庭と子どもを日常的に支えていくことも大切です。そして、次世代の市民を育てるために地域の子育て支援に多くの人々が関わるとともに、PTA、子ども会、地域教育会議、学校教育推進会議などが積極的に学校活動や学校運営に関わっていくことが求められています。

学校と地域が密接に連携し、地域の子育てを支援していく体制の整備が不可欠であると考え、そのための仕組みづくりを推進していきます。

【4】地域の資源や人材を生かした子どもたちの学び

核家族化や情報化、地域コミュニティ希薄化により、子どもたちが生活、自然、職業に関する事など、社会の一員としての実体験をする機会は少なくなっており、子どもたちの体験活動やボランティア活動の重要性は高まっています。地域社会を子どもたちの学びの場として、地域で行われている様々な活動に参加する仕組みをつくっていくことが必要です。子どもたちは体験活動の中で地域の大人と出会い、学校の枠をこえて異年齢の関わりを持ち、地域の一員としての意識を育てていきます。

そのために、地域の施設や文化財などの資源や、様々な経験や知識、技能を持った地

域の人材を生かして学校教育を支援し、地域全体で子どもの成長に携わっていく環境をつくっていきます。

さらには、地元産業・企業等との連携による社会体験活動を推進し、社会や職業などに対する意識を育んでいきます。また、こうした活動の中で、中学校区・行政区の地域教育会議やNPO等が地域と学校をつなぐ役割を担っていけるような仕組みを、検討していきます。

新たな社会的ニーズに対応した川崎らしい市民教育の場の拡充

【1】あらゆる市民への学習と参加の機会を保障します。

外国人市民や障害を持つ市民などこれまで地域の学習に参加しにくかった人々を含めて、あらゆる市民が自主的に学習活動や地域づくりに関わり、地域の中に自分の居場所をつくることをめざします。また、地域の学習活動に関心が薄かった市民に対して、情報通信技術を活用した情報提供の環境を整備するなどしながら、地域での学びの足がかりを創造することを支援します。

【2】社会的自立に向けたキャリアアップを支援します。

就労に困難を抱える青年や、社会的自立をめざす女性の増加、就労環境の流動化等により、市民の就労に向けたキャリアアップのための学習システムづくりが重要な課題となってきました。そこで、図書館を拠点とする情報通信技術を活用したネットワークにより、就労のための情報提供をするようなソフト的な支援や、職業意識や社会意識を培うプログラム開発、市内の専門学校や大学、企業などと連携したリカレント教育など、より専門的なアプローチと教育施策を検討していきます。そして、就労をめざすあらゆる人を、学習の場を通じて企業や地域産業へつないでいくことをめざします。

【3】川崎らしい市民教育を推進するネットワークをつくります。

民間のカルチャーセンターや大学で開催される講座が多様になってきているとともに、社会教育施設や市民アカデミーなどで学んだ市民の学習サークルやボランティアグループによる自主的な学習や活動が活発になり、市民が自ら学習を企画し、学習の場を創造していく環境も整ってきています。

生涯学習の場において、市民活動を含めた民間活力が最大限に活かされていくようにする一方で、民間ではできない、川崎市民が地域課題の解決に向けた学習や活動に自主的に取り組むための市民教育の場を充実させていく必要があります。同時に、市民団体

やNPO、ボランティアなどの活動を担っていくための専門的な力を身に付ける系統的な学習の場を保障するような市民教育も重要であると考えます。今後は、市民団体・NPO・民間企業・学校（大学・専門学校を含む）・様々な行政組織・研修機関などと開かれたネットワークを結び、市民と行政の協働により川崎らしい市民教育を展開していきます。

参考 1 . 策定経過

	年 月 日	曜日	場 所	内 容
1	平成 15 年 5 月 21 日	(水)	川崎市立高津高等学校 会議室	【第 1 回策定委員会】(専門委員含む) 委嘱状の交付 教育委員会からの諮問について 川崎市の教育の現況と課題について
2	平成 15 年 7 月 24 日	(木)	高津市民館 視聴覚室	【第 1 回社会教育専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて
3	平成 15 年 7 月 24 日	(木)	中小企業婦人会館 大会議室	【第 1 回学校教育専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて
4	平成 15 年 7 月 25 日	(金)	中原市民館 第 3 会議室	【第 1 回教育行政専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて 学校の適正規模・適正配置について
5	平成 15 年 8 月 12 日	(火)	教育委員室	顧問会議
6	平成 15 年 8 月 18 日	(月)	エポック中原 第 3 会議室	【第 2 回策定委員会】(専門委員含む) 各専門部会の論点の報告 川崎の教育の基本的な方向性について
7	平成 15 年 10 月 4 日	(土)	教育文化会館 第 7 会議室	【第 2 回社会教育専門部会】 プランの構造・目標について
8	平成 15 年 10 月 16 日	(木)	教育文化会館 視聴覚室	【第 2 回教育行政専門部会】 プランの構造・目標について 重点施策について
9	平成 15 年 10 月 21 日	(火)	高津市民館 視聴覚室	【第 2 回学校教育専門部会】 プランの構造・目標について 重点施策について
10	平成 15 年 11 月 4 日	(火)	高津市民館 第 6 会議室	【第 3 回社会教育専門部会】 重点施策について
11	平成 15 年 11 月 6 日	(木)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 3 回教育行政専門部会】 重点施策について
12	平成 15 年 11 月 7 日	(金)	高津市民館 第 5 会議室	【第 3 回学校教育専門部会】 重点施策について
13	平成 15 年 11 月 29 日	(土)	教育委員室	正副委員長会議
14	平成 15 年 12 月 5 日	(金)	教育委員室	顧問会議
15	平成 15 年 12 月 8 日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
16	平成 15 年 12 月 14 日	(日)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 3 回策定委員会】 中間報告検討素案について
17	平成 16 年 1 月 15 日	(木)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 4 回教育行政専門部会】 中間報告検討素案について
18	平成 16 年 1 月 19 日	(月)	エポック中原 第 3 会議室	【第 4 回学校教育専門部会】 中間報告検討素案について
19	平成 16 年 1 月 20 日	(火)	教育文化会館 第 1 会議室	【第 4 回社会教育専門部会】 中間報告検討素案について
20	平成 16 年 2 月 4 日	(水)	教育文化会館 第 4 会議室	【第 5 回学校教育専門部会】 中間報告検討素案について
21	平成 16 年 2 月 5 日	(木)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 5 回教育行政専門部会】 中間報告検討素案について

	年 月 日	曜日	場 所	内 容
22	平成 16 年 2 月 11 日	(水)	エポック中原 第 3 会議室	【第 5 回社会教育専門部会】 中間報告検討素案について
23	平成 16 年 3 月 8 日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
24	平成 16 年 3 月 10 日	(水)	川崎市第 3 庁舎会議室	正副委員長会議
25	平成 16 年 3 月 17 日	(水)	教育委員室	顧問会議
26	平成 16 年 3 月 26 日	(金)	教育委員室	正副委員長会議
27	平成 16 年 4 月 2 日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 4 回策定委員会】 中間報告について
	平成 16 年 5 月 11 日	(火)	教育文化会館大会議室	【中間報告市民説明会】
	平成 16 年 5 月 15 日	(土)	高津市民館大会議室	【中間報告市民説明会】
	平成 16 年 5 月 21 日	(金)	麻生市民館大会議室	【中間報告市民説明会】
	平成 17 年 2 月 19 日	(土)	高津市民館大ホール	【かわさき教育プランシンポジウム】

平成 16 年度も策定委員会、各専門部会を 4 回程度予定

参考 2 . かわさき教育プラン策定委員会設置及び運営要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、かわさき教育プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事 業)

第 2 条 策定委員会は、次の事業を行う。

- (1) かわさき教育プランの策定。
- (2) かわさき教育プランの策定に必要な調査、研究。
- (3) かわさき教育プランの策定に関する冊子等の刊行。

(組 織)

第 3 条 策定委員会は、別表 1 に掲げる委員をもって組織する。

(任 期)

第 4 条 策定委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、途中で委員の交替の必要が生じた場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長 1 名、副委員長 3 名を置くものとする。

- 2 委員長は委員の互選により定めるものとし、委員長は策定委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、専門部会の部会長をもって構成し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 策定委員会は、委員長が招集し会議を主宰する。

- 2 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 策定委員会に次の専門部会を置く。

- (1) 教育行政専門部会
- (2) 学校教育専門部会
- (3) 社会教育専門部会

- 2 専門部会は、別表 2 に掲げる委員をもって組織する。
- 3 専門部会は、部会長が必要に応じてこれを招集し、開催するものとする。

(顧 問)

第 8 条 策定委員会に顧問を置く。顧問は別表 3 のとおりとする。

- 2 顧問は必要に応じ、かわさき教育プラン策定に関し、助言を行うものとする。

(会 計)

第9条 策定委員会の経費は、川崎市の委託料をもって充てる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、川崎市教育委員会事務局総務部企画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、策定委員会で定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成15年4月26日から施行する。

参考 3 . 委員名簿

策定委員 委員長、 副委員長（専門部会長）

		氏 名	現 職 等
学 識 経 験 者	1	大森 彌	東京大学名誉教授、千葉大学法経学部教授
	2	小松 郁夫	国立教育政策研究所高等教育研究部長
	3	新井 郁男	放送大学教授(埼玉学習センター所長)
	4	児島 邦宏	東京学芸大学教育学部教授
	5	佐藤 一子	東京大学大学院教育学研究科教授
	6	田中 雅文	日本女子大学教授
	7	田辺 誠	田辺内科クリニック院長、市学校保健会長
	8	齋藤 勝	さざなみ幼稚園長、日本女子大学講師
	9	柴田 頼子	学校法人鷗友学園常務理事
市 民 代 表	10	秋山 薫 (~ H15.7.2)	PTA 推薦
		西山 克枝 (H15.7.3 ~)	PTA 推薦
	11	中島 豪一	川崎市全町内会連合会会長
	12	今井 淑子	公募市民
	13	増田 和子	公募市民
	14	左澤 充克	公募市民
15	八木 晋郎	川崎信用金庫専務理事	
報道	16	三好 秀人	神奈川新聞社横須賀支社長、論説委員
教 職 員	17	寺尾 央	小学校長会代表(四谷小学校長)
	18	江幡 淳	中学校長会代表(臨港中学校長)
	19	吉田 正和	川崎市教職員組合執行委員長
行 政	20	北條 秀衛	総合企画局長
	21	河野 和子	教育長

教育行政専門部会 専門委員

		氏 名	現 職 等
学 識 経 験 者	2	小松 郁夫	国立教育政策研究所高等教育研究部長
	22	高橋 寛人	横浜市立大学国際文化学部助教授
	23	中村 立子	川崎市男女共同参画センター館長
	24	佐々木 賢司	宮前区役所保健福祉センター子ども教育相談員
市	12	今井 淑子	公募市民

民	25	西山 克枝 (~H15.7.2)	PTA 推薦
		大川 健治 (H15.7.3 ~)	PTA 推薦
教員	26	峪 正人	梶ヶ谷小学校長
行政	27	田中 則之	総合企画局企画調整課長
	28	瀧峠 雅介	総合企画局企画調整課主幹
	29	松井 孝憲	教育委員会企画課主査

学校教育専門部会 専門委員

		氏 名	現 職 等
学識経験者	4	児島 邦宏	東京学芸大学教育学部教授
	30	天笠 茂	千葉大学教育学部教授
	31	西野 博之	ｸﾘｰｽﾞｽﾀｰ代表
	32	片山 世紀雄	総合教育センター家庭訪問相談員
市民	13	増田 和子	公募市民
	33	斉藤 陽子 (~H15.7.2)	PTA 推薦
		内田 省治 (H15.7.3 ~)	PTA 推薦
教員	34	沢木 光雄	平間中学校長
	35	本間 俊	東柿生小学校教諭
行政	36	村上 寛	総合教育センター教科教育研究室長
	37	中島 慎一	教育委員会指導課主幹

社会教育専門部会 専門委員

		氏 名	現 職 等
学識経験者	5	佐藤 一子	東京大学大学院教育学研究科教授
	38	奥村 廣重	大妻女子大学教授、川崎市スポーツ振興審議会会長
	39	大下 勝巳	社会教育委員会議副議長、日本広報協会理事
	40	福島 一男	総合教育センター教育相談員
市民代表	14	左澤 充克	公募市民
	41	豊島 このみ (~H15.7.2)	PTA 推薦
		金子 文雄 (H15.7.3 ~)	PTA 推薦
42	川西 和子	社会教育委員、宮前区地域教育会議副議長	

	43	齊藤 正彦	社会教育委員、主任児童委員
教員	44	白井 達夫	宮崎小学校長
行政	45	寺内 藤雄	教育委員会生涯学習推進課長

顧問

氏名	現職等
大熊 辰熊	元教育長（平成3年4月～平成7年3月）
小机 實	元教育長（平成7年4月～平成11年3月）
松下 充孝	前教育長（平成11年4月～平成14年3月）



「かわさき教育プラン中間報告」

発行 かわさき教育プラン策定委員会

編集 かわさき教育プラン策定委員会事務局
(川崎市教育委員会総務部企画課)

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル3階

電話 (044)200-3244 FAX (044)200-3950

E-mail 88kikaku@city.kawasaki.jp

ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88kikaku/home/plan/index/index.htm>

発行日 平成16年3月